

# 住まいの復興給付金

消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置

## 申請の手引き [建築・購入]用

この申請の手引きでは「建築・購入の場合について」説明しています。  
「補修」の場合については、[申請の手引き \[補修\] 用](#)を参照ください。

住まいの復興給付金事務局



## 制度について知りたい！

### 住まいの復興給付金ってどのような制度？ >>P.5

消費税率の引上げに伴って、東日本大震災で被災された方の住宅再建に係る消費税の負担増加を軽減する制度として実施されます。

### 誰が対象となるの？ >>P.7

給付対象となる人を、事例を交えて説明しています。

### どんな住宅が対象となるの？ >>P.10

### 給付金額はいくらになるの？ >>P.13

### 申請はどうすればいい？ >>P.16

## 気になるポイントを チェック！

制度の内容を  
詳しく知りたい方は  
こちらから。



## 申請のための準備をしたい！

### 申請のためには、何を用意すればいいの？ >>P.20

制度専用の申請書と申請書の内容を証明する添付書類が必要です。

### 必要な添付書類には何があるの？ >>P.24

提出する添付書類について説明しています。

### 中古住宅を購入した方は >>P.34

### 被災住宅の所有者が 死亡または行方不明の場合は >>P.35

### 被災住宅の所有者である親が居住するために、 その子が再建支援をする場合は >>P.38

申請に必要な書類は  
こちらを参考に  
揃えてください。



## 申請書を作成したい！

### 申請書の記入見本と記入方法を 参考に申請書を作成しましょう >>P.41

### 共同で申請をする方は >>P.58

### 分離発注（複数の工事施工者） で住宅を建築した方は >>P.62

書類の作成は  
こちらの記入方法を  
参考にしてください。



### 制度専用の書式はこちらから

申請書以外で、提出が必要な方は  
こちらから切り取ってください。 >>書式集

不明なことがある、もっと詳しく聞きたいことがある場合には、  
住まいの復興給付金事務局コールセンター  
フリーダイヤル(無料) :0120-250-460 までご連絡ください。

## 申請書類を提出したい！

### 申請書類を提出する前に >>P.65

記入漏れや添付書類の不備等がないように  
申請書類の確認をしましょう。

### 申請書類を郵送する >>P.68

### 給付金を受領する >>P.71

申請書類を  
提出する前に  
確認しましょう。



## 1

### 住まいの復興給付金とは

住まいの復興給付金について目的や制度の概要を説明しています。

1. 住まいの復興給付金とは・・・	5
2. 消費税率の引上げについて	5
3. 住まいの復興給付金の対象者	7
4. 共同申請等について	8
5. 住まいの復興給付金の対象住宅について	10
6. 引渡期限と申請期限について	11
7. 住まいの復興給付金の申請対象者のまとめ	12
8. 住まいの復興給付金の給付申請額について	13
9. 給付申請額の試算例	14
10. 給付申請について	16
11. 給付申請の流れ	17

## 2

### 給付金を申請する

申請のための書類を準備します。

12. 申請書類の一覧	20
13. 申請書の構成	22
14. 添付書類について	
<すべての方に添付いただく書類>	
A. 通帳等の記載面	24
B. リ災証明書等	25
C. 被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	26
C' 被災住宅の不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本	27
D. 再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	28
E. 住民票の写し	30
F. 工事請負契約書(建築の場合)	32
F' 不動産売買契約書(購入の場合)	33
<該当する方にのみ添付いただく書類>	
■中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類	
G. 中古住宅販売証明書	34
■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類	
H.【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書	35
I. 被災住宅の所有者が死亡または行方不明であることが証明できる書類	36
J. 被災時点で被災住宅の所有者に代わる者が 被災住宅に居住していたことが証明できる書類	37



## ■親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類

K. 親孝行住宅再建支援申出書	38
L. 被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 戸籍全部事項証明書等	38

## 3

### 申請書を作成する

記入見本を参考に申請書を作成しましょう。

#### 15. 申請書の記入方法について

(1) 表紙	41
(2) 申請書 1/4枚目:申請書類チェックシート	42
(3) 申請書 2/4枚目	44
(4) 申請書 3/4枚目	48
(5) 申請書 4/4枚目	54
(6) 同意事項	56
(7) 別紙①【建築・購入】共同申請者申告書	58
(8) 別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書	62

## 4

### 申請書の提出から給付金の受領まで

申請書類を提出して、審査を受け給付金を受領します。

#### 16. 申請書類の提出から給付金の受領まで

(1) 申請書類の確認	65
(2) 申請書類の提出	68
(3) 申請書類を提出した後は	70
(4) 給付金の受領	71

## 書式集

### 事務局指定の書式で作成する

事務局指定の書式と記入見本です。

- 中古住宅販売証明書(記入見本)
- 【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書(記入見本)
- 親孝行住宅再建支援申出書(記入見本)
- ◎中古住宅販売証明書(書式)
- ◎【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書(書式)
- ◎親孝行住宅再建支援申出書(書式)

# 住まいの復興給付金とは



## 1

住まいの復興給付金について  
目的や制度の概要を説明しています。

こちらでは、住まいの復興給付金の概要をはじめ  
申請の対象者、対象住宅、そして給付申請額等  
について説明します。



## 1 住まいの復興給付金とは…

2014年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴って、東日本大震災\*<sup>1</sup>で被災された方の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応するための措置です。

\*1:2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震および、これに伴う原子力発電所の事故のこと

### 目的

- 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
  - 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期等の外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けること
- 東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。
  - 2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅が対象です。  
(引渡期限と申請期限の詳細はP10・11参照)
  - 東日本大震災による被災者が対象です。(詳細はP7参照)

## 2 消費税率の引上げについて

2012年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の税制抜本改革関係の法律が成立し、二段階で消費税率が引き上げられました。

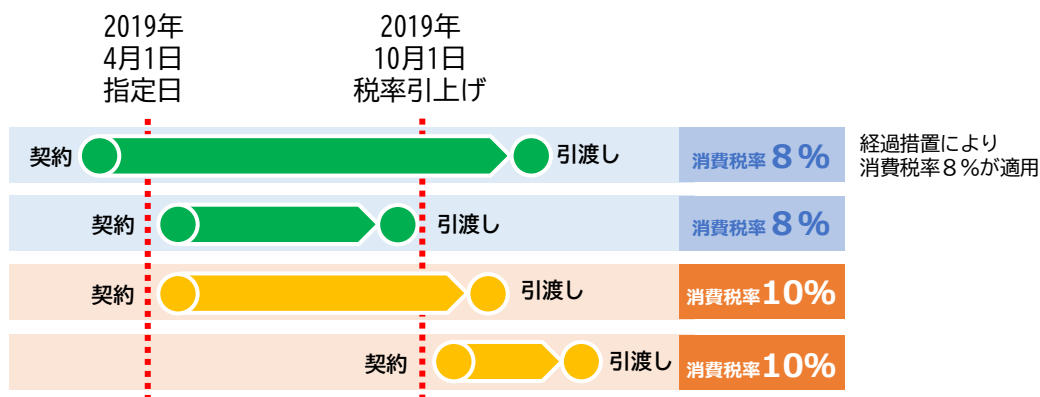
- 消費税率の引上げ  
2014年4月1日より消費税率は8%に引き上げられ、  
2019年10月1日より10%に引き上げられました。
- 住宅における消費税の取扱い  
住宅について、土地は非課税、建物のみが課税対象です。  
中古住宅の売買では、事業者が住宅を買い取って個人に売る「買取再販」は課税対象ですが、売主が事業者ではない個人間の売買は非課税です。

## ● 消費税率の引上げに伴う経過措置について

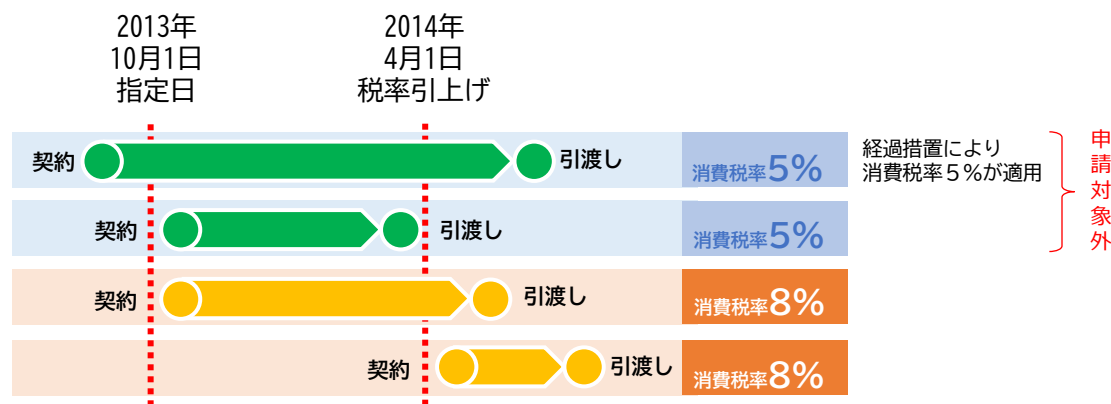
消費税は、住宅引渡し時点の税率が適用されます。

ただし、住宅の取得については消費税率引上げの半年前の指定日(下記参照)前日までに契約した場合、住宅の引渡しが税率引上げ日以降となっても、引上げ前の税率が適用される「経過措置」があります。

### 《消費税率 10%における経過措置》



### 《消費税率 8%における経過措置》



## ● 売買契約の場合

経過措置は、請負契約を対象としています。ただしマンション等の売買契約でも、注文者が壁の色やドアの形状等について特別な注文を付すことができる場合には、同様の経過措置が適用されます。

### 3 住まいの復興給付金の対象者

以下の①～③の要件すべてを満たしていることが必要です。

- ① 2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅（以下、被災住宅という。）\*1を被災時点に所有していた者
- ② 新たに建築・購入した住宅(再取得住宅)を所有している者
- ③ 再取得住宅に居住している者

\*1 東日本大震災により被害が生じた住宅（被災住宅）とは、以下のいずれかの住宅のことをいいます。

- ・ 被災証明書等で「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」の認定を受けた住宅、および「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅のこと。「一部損壊または床下浸水」の場合は、申請前に申請者によって被災住宅を取り壊していることが必要。
- ・ 東日本大震災に伴う原子力災害における避難指示区域および避難解除区域、特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）の住宅であること。

**参考** 対象となる福島県の原子力災害における避難指示区域等とは、以下の市町村です。

【全域】

●浪江町 ●双葉町 ●大熊町 ●富岡町 ●楡葉町 ●広野町 ●葛尾村 ●川内村 ●飯館村

【一部地域】

●南相馬市 小高区の全部、原町区の全部、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内  
鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内

●田村市 都路町、船引町横道(中山字小塚、中山字下馬沢を含む)  
常葉町堀田、常葉町山根

●川俣町 山木屋

および特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）

## 4 共同申請等について

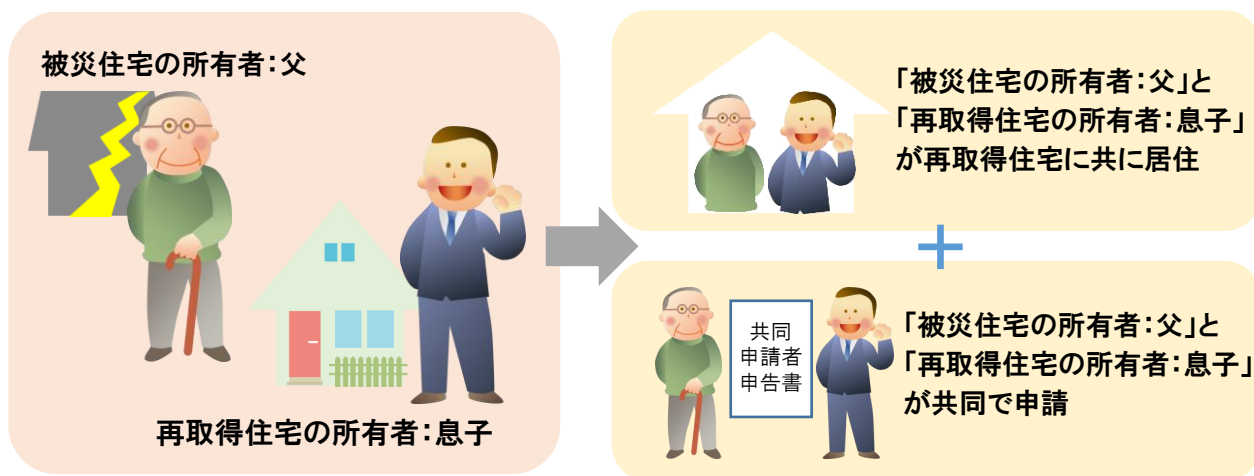
前頁の①～③までの申請要件すべてを満たしていない場合、各要件を有する者が共同で申請(以下、共同申請という。)する場合、給付を受けることができます。

- 共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名を代表申請者とし、代表申請者が給付金を受領してください。また共同で申請するもののうち、代表申請者以外を共同申請者といいます。
- 共同申請者申告書(P58～P61参照) にそれぞれ本人が記名・押印することにより、共同申請者は給付金の申請および受領を代表申請者に委任することとします。

### ■給付対象となる共同申請の事例

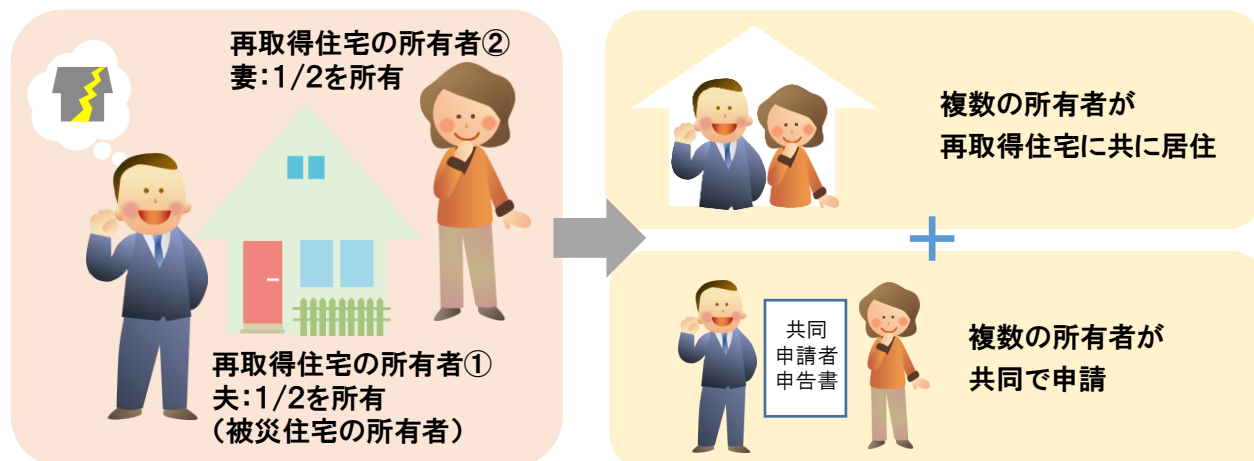
#### 事例1:被災時点の被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合

被災住宅の所有者は父、再取得住宅の所有者は息子というように、被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合、父と息子が再取得住宅に共に居住し、共同申請することで給付を受けることができます。



#### 事例2:再取得住宅の所有者が複数の場合

被災住宅を所有していた夫が、妻と共に再取得住宅を所有する場合、夫と妻が再取得住宅に共に居住し、共同申請することで給付を受けることができます。



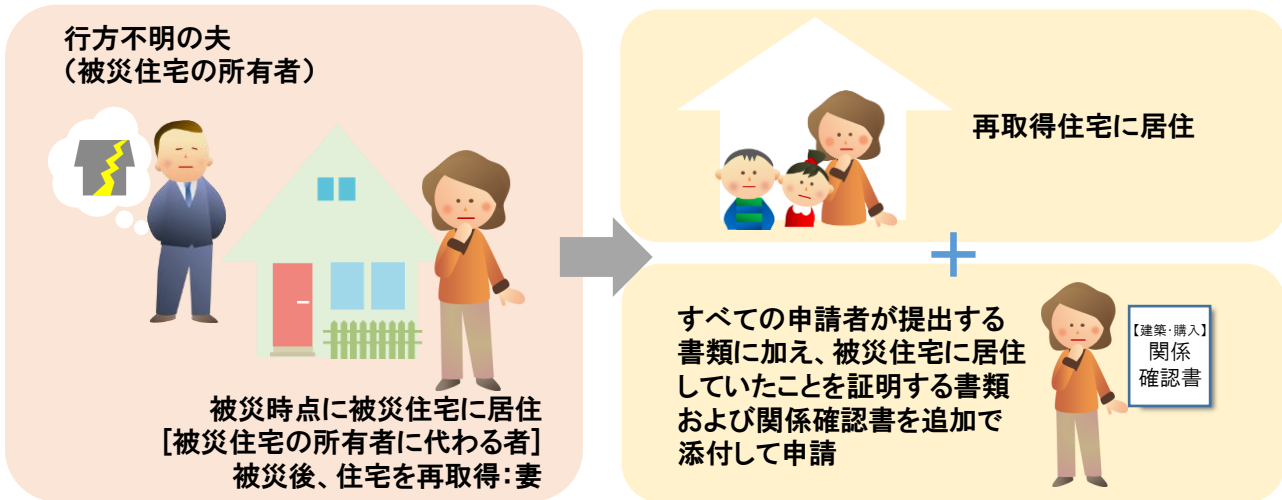
上記いずれの場合も、再取得した住宅に居住していない者は、代表申請者および共同申請者になれません。



以下のような場合にも、給付を受けることができます。

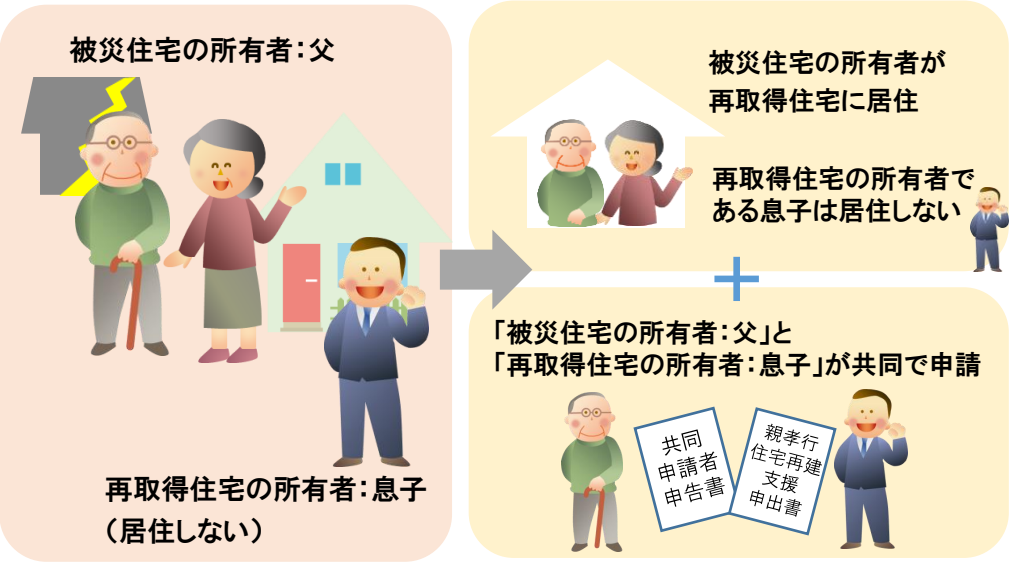
## (1) 被災住宅の所有者が死亡または行方不明などの場合

- 被災時点で被災住宅に居住していた者を**被災住宅の所有者に代わる者**といいます。被災住宅の所有者に代わる者が、新たに住宅を再取得し、その住宅に居住している場合は給付を受けることができます。

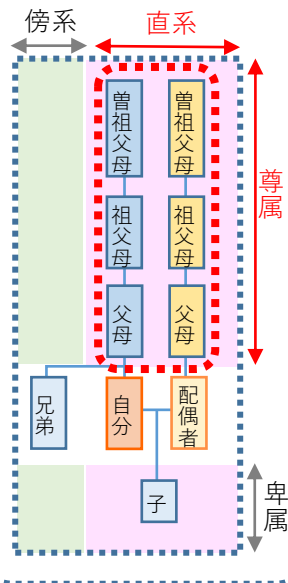


## (2) 「親孝行住宅再建支援」 | 再取得住宅の所有者である者が居住していない場合でも申請することができます。

被災住宅を所有していた親(父母・祖父母等)が居住するための住宅を、子(子・孫等)が親に代わって再取得する場合、子は再取得住宅に居住していなくても、下記の要件を満たす場合は、共同申請することができます。



\*直系尊属とは、自分より前の世代にあたる人たちの直系血族のことで、父母、祖父母、曾祖父母等が直系尊属に該当。養子の場合の養父母も含まれます。



- 被災住宅の所有者である親(父母・祖父母等)のために、その子(子・孫等)が親の居住する住宅を建築・購入すること。
- 被災住宅の所有者が、再取得した住宅の所有者の直系尊属\*であること。(右図参照)
- 親(父母・祖父母等)が、その再取得住宅に居住していること。

※ 「親孝行住宅再建支援」で、上記の要件を満たす場合は、再取得住宅を建築・購入した住宅の所有者である子・孫の居住は必要ありません。ただし、別途申請書類が必要です。(P38参照)

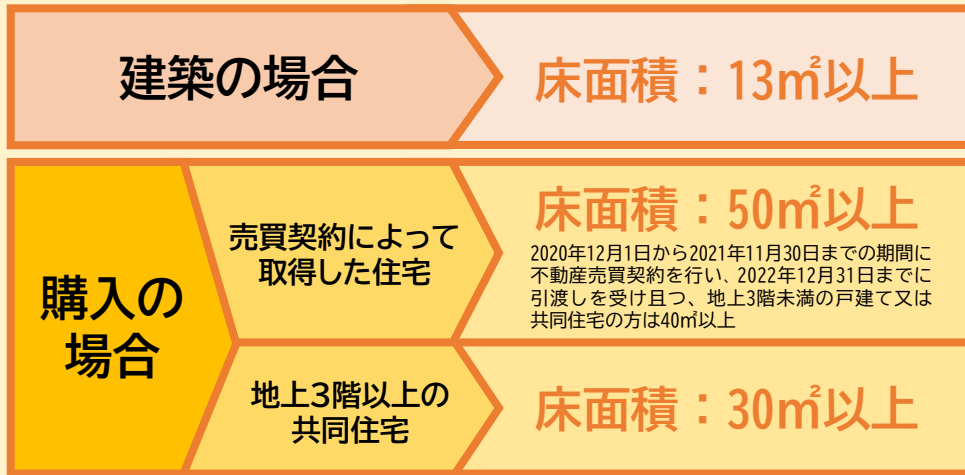
※ 申請対象かどうか判断できない場合は、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

5

住まいの復興給付金の対象住宅について

以下の要件すべてを満たしていることが必要です。

- ① 消費税率8%または10%の適用を受けている期間に建築・購入した新築住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅であること。
- ② 専有部分の床面積が以下の要件にあてはまること。



- ③ 2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅であること。  
ただし、
  - 被災住宅(\*1)の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合：  
契約日にかかわらず、引渡期限が2024年12月31日まで延長されました。  
(※)被災住宅が福島県の一部地域(\*3)に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。
  - 被災住宅の所在地が其他都道府県(\*2)の場合：  
以下の一定期間内に契約した方は、引渡期限が2022年12月31日です。

- ・建築(工事請負契約)の場合：  
2020年10月1日から2021年9月30日まで
- ・購入(不動産売買契約)の場合：  
2020年12月1日から2021年11月30日まで

※分離発注で住宅を建築した場合は、P11『ご注意ください【分離発注で住宅を建築した場合】』を参照してください。

- \*1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅
- \*2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県
- \*3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」(2011年4月22日時点)

- ・新築住宅とは、「新たに建築された住宅で、まだ人が居住したことの無い住宅(建築工事完了日から1年を経過したものを除く)」のことで。
- ・中古住宅とは、上記の新築住宅に該当しない住宅のことで。また中古住宅の不動産取引で、売主が個人の場合は非課税のため、原則対象外です。
- ・共同住宅等で、一戸毎に区分登記せずに1棟で登記されている場合は、給付対象者が居住する一戸についてのみ対象です。
- ・消費税率が5%の期間に再取得した場合は、対象とはなりません。



## 6

### 引渡期限と申請期限について

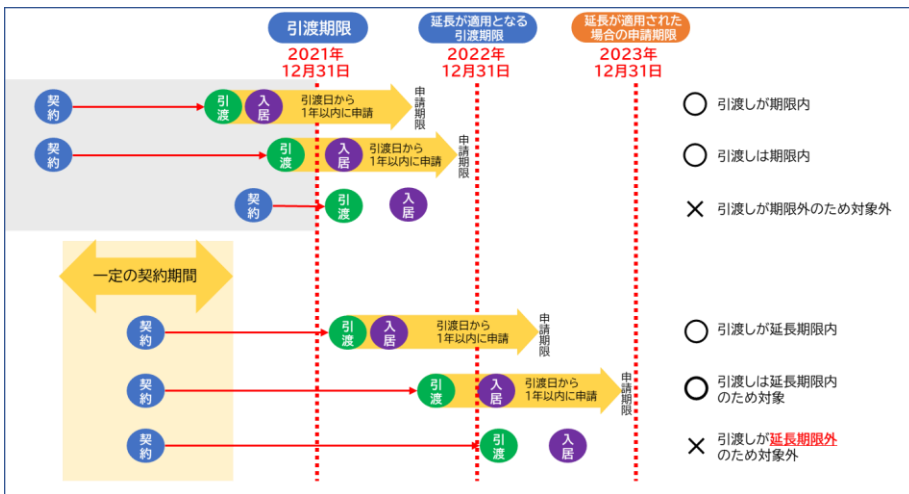
2021年12月、対象となる住宅の引渡期限について以下の変更が行われました。

- 被災住宅(\*1)の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合の引渡期限：**2024年12月31日**  
 岩手県・宮城県・福島県に被災住宅(\*1)を被災時点に所有していた方は契約日にかかわらず対象となる住宅の引渡期限が**2024年12月31日**まで延長されました。

(※)被災住宅が福島県の一部地域(\*3)に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。

- 被災住宅の所在地がその他の都道府県(\*2)の場合の引渡期限：**2021年12月31日**  
 ただし、下記期間内に契約した方について対象となる住宅の引渡期限は**2022年12月31日**です。

- ・建築の場合：2020年10月1日～2021年9月30日  
 (注文住宅等工事請負契約で取得した場合)
  - ・購入の場合：2020年12月1日～2021年11月30日  
 (建売住宅やマンション、中古住宅等不動産売買契約で取得した場合)
- \* 1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅  
 \* 2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県  
 \* 3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」(2011年4月22日時点)

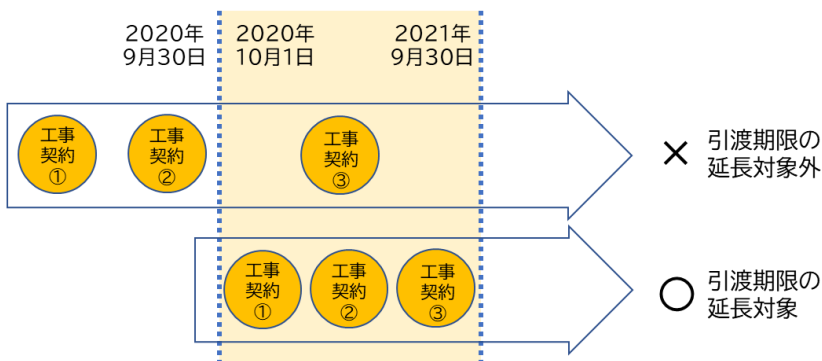


#### ●申請期限：住宅の引渡しから1年以内

	引渡期限	申請期限	
現行	2021年12月31日	2022年12月31日	郵送受付のため <b>当日消印まで有効</b>
被災住宅の所在地が 岩手県・宮城県・福島県の方	2024年12月31日	2025年12月31日	郵送受付のため <b>当日消印まで有効</b>
	被災住宅が福島県の 一部地域に所在する場合	2025年12月31日	
被災住宅の所在地が その他の都道府県の場合で 一定期間に契約した方	2022年12月31日	2023年12月31日	郵送受付のため <b>当日消印まで有効</b>

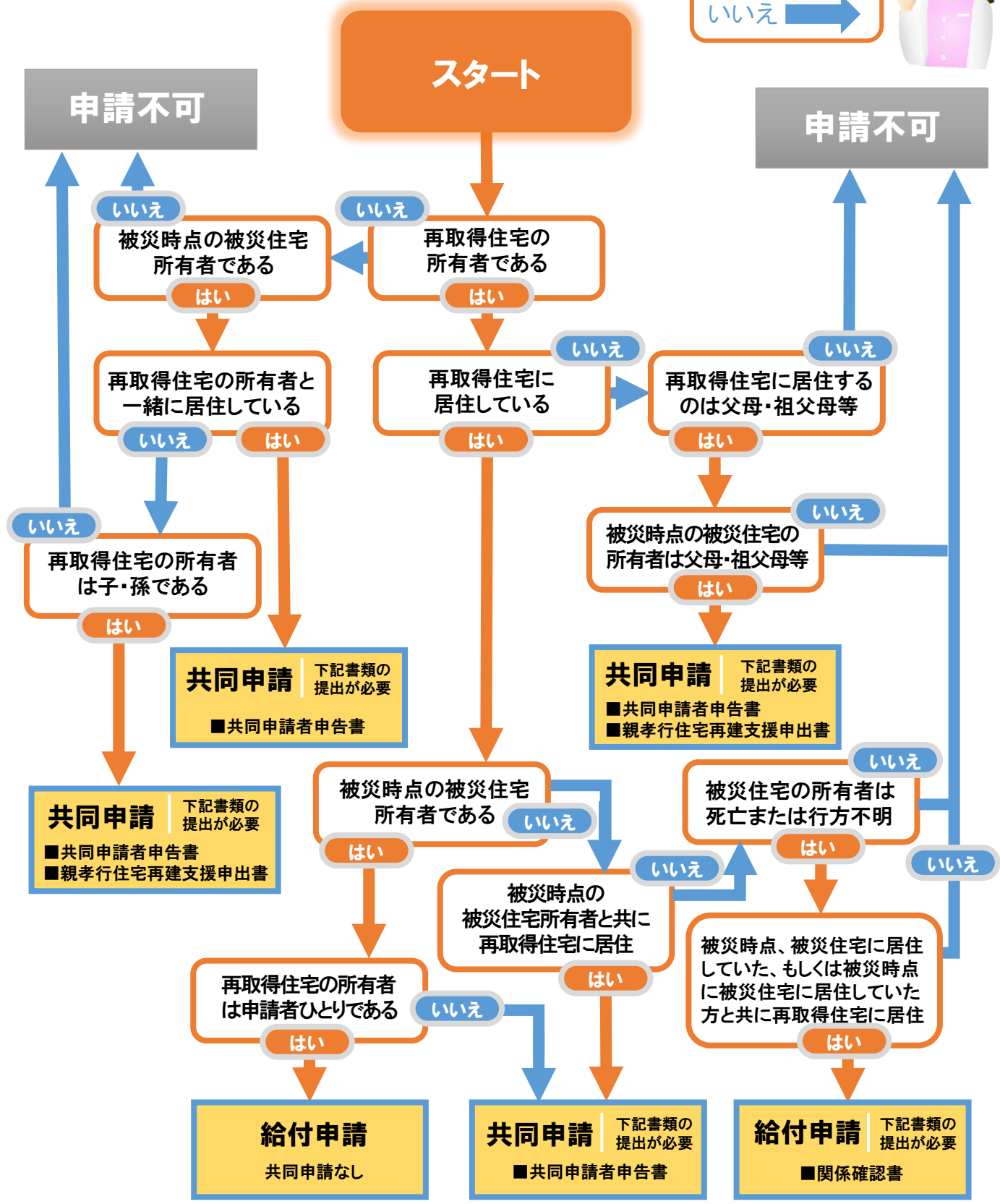
#### ご注意ください 【分離発注で住宅を建築した場合】

引渡期限の延長が適用されるには『構造体上主要な部分』全ての工事について、**2020年10月1日～2021年9月30日**に契約されている必要があります。  
 契約日が一定の期間内と期間外にまたがる場合、引渡期限の延長の対象外となります。



## 7 住まいの復興給付金の申請対象者のまとめ

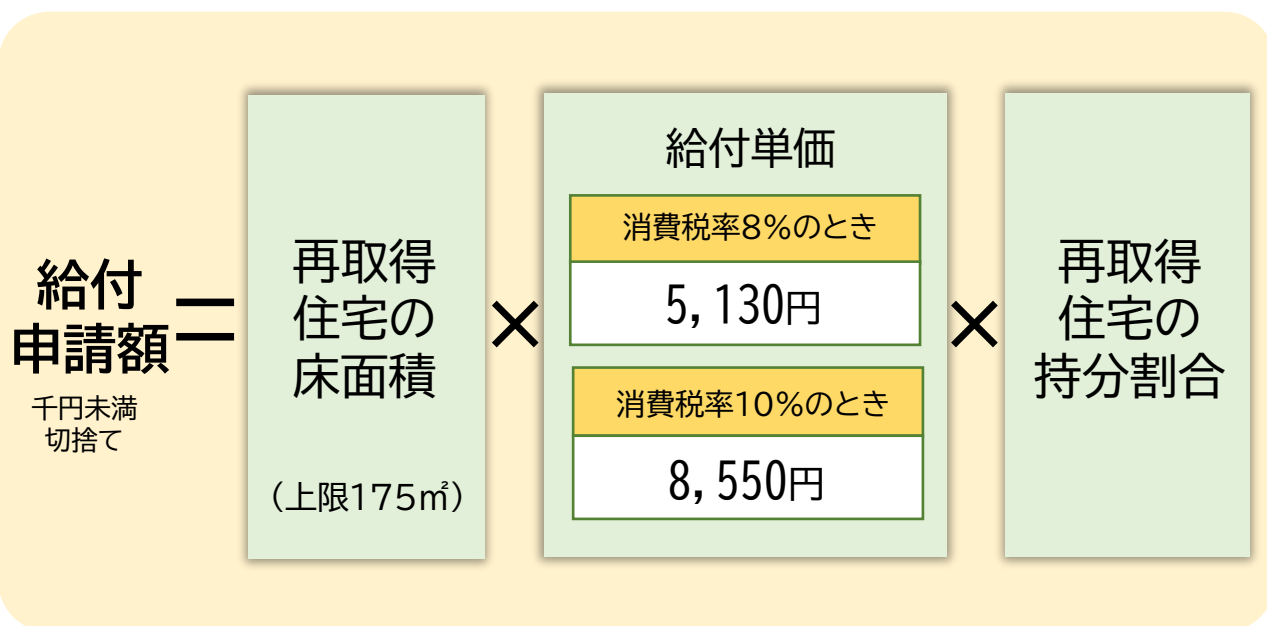
申請をしようとする人が、どの申請を行うのかを判断する目安となるものです。質問に答えて進んでください。



※申請対象となるかどうか判断できない場合には、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

## 8 住まいの復興給付金の給付申請額について

再取得した住宅の床面積、給付単価、および持分割合に応じて給付されます。



- ・「再取得住宅の不動産登記」で確認できる、新築時の住宅部分の床面積が対象です。その後の増築分については、床面積に含むことはできません。
- ・給付する床面積の上限は175㎡です。上限を超える場合は、175㎡分の給付となります。
- ・区分所有の場合は、専有部分の床面積が対象です。
- ・共同住宅の場合は、ご自身が所有し居住する床面積が対象です。
- ・不動産登記における、再取得住宅の用途が「住宅（居宅または共同住宅等の記載）」以外を含む場合（店舗併用住宅や事務所兼住宅等）は、住宅部分の床面積が対象です。
- ・引渡し時点で、住宅ではない事務所や店舗は、給付の対象外です。
- ・持分割合とは、不動産登記における住宅全体に対する所有割合のことで、住宅取得にあたり負担に応じて按分した割合のことです。
- ・実際の給付申請額は、千円未満切捨てとなります。

## 9 給付申請額の試算例

給付申請額が、どのくらいになるのか、いくつかの事例をもとに計算してみましょう。

### 試算例 1

● 被災住宅の所有者Nさんが、以下の条件で住宅を取得した場合

- ・再取得住宅の床面積：153.30㎡
- ・消費税率が10%の時期に新築住宅を購入
- ・持分割合は、Nさんが100%（持分割合：1）



再取得住宅の 床面積 153.30㎡	給付単価 8,550円	再取得住宅に 居住する 所有者の持分割合 1	ポイント 持分が100%の場合は 「1」とします。
--------------------------	----------------	---------------------------------	---------------------------------

$$153.30(\text{m}^2) \times 8,550(\text{円}) \times 1 = \underline{1,310,715(\text{円})}$$

➡ 給付申請額：1,310,000円  
(千円未満切捨て)

### 試算例 2

● 被災住宅の所有者であった父が220㎡の住宅を新たに取得して、離れて住んでいた息子と共に再取得住宅に居住する場合

- ・再取得住宅の床面積：220㎡
- ・消費税率が10%の時期に新築住宅を購入
- ・持分割合は、父が100%（持分割合：1）、息子の持分は無し



再取得住宅の 床面積 220㎡	給付単価 8,550円	再取得住宅に 居住する 所有者の持分割合 1	ポイント 床面積の上限は175㎡。 175㎡を超えた場合は 175㎡で計算します。
-----------------------	----------------	---------------------------------	--

$$175(\text{m}^2) \times 8,550(\text{円}) \times 1 = \underline{1,496,250(\text{円})}$$

➡ 給付申請額：1,496,000円  
(千円未満切捨て)

試算例  
3

- 被災住宅の所有者であった夫が、妻と共同で住宅を取得し、共同申請する場合

- ・再取得住宅の床面積：130㎡
- ・消費税率が10%の時期に新築住宅を購入
- ・持分割合は、夫： $\frac{1}{2}$  妻： $\frac{1}{2}$  で夫婦と一緒に居住

再取得住宅の床面積 130㎡	給付単価 8,550円	再取得住宅に居住する所有者の持分割合 $\frac{1}{2} + \frac{1}{2}$	ポイント 夫と妻の共同申請なので $\frac{1}{2} + \frac{1}{2}$ で持分割合は1 ・共同申請しないで夫だけが申請すると $\frac{1}{2}$
-------------------	----------------	---	--

$$130(\text{m}^2) \times 8,550(\text{円}) \times 1 (= \frac{1}{2} + \frac{1}{2}) = \underline{1,111,500(\text{円})}$$

➡ 給付申請額：1,111,000円  
(千円未満切捨て)

試算例  
4

- 被災住宅の所有者であったKさんが150.78㎡の住宅を兄と共に新たに取得。持分割合は、Kさんが $\frac{2}{3}$ を所有、兄が $\frac{1}{3}$ を所有。ただし兄は一緒に住まない場合

- ・再取得住宅の床面積：150.78㎡
- ・消費税率が10%の時期に新築住宅を購入
- ・持分割合は、Kさん： $\frac{2}{3}$ を所有、兄： $\frac{1}{3}$ を所有、ただし兄は再取得住宅に居住しない

再取得住宅の床面積 150.78㎡	給付単価 8,550円	再取得住宅に居住する所有者の持分割合 $\frac{2}{3}$	ポイント 共に居住しない兄の持分 $\frac{1}{3}$ は、申請できません。
----------------------	----------------	-------------------------------------	--

$$150.78(\text{m}^2) \times 8,550(\text{円}) \times \frac{2}{3} = \underline{859,446(\text{円})}$$

➡ 給付申請額：859,000円  
(千円未満切捨て)

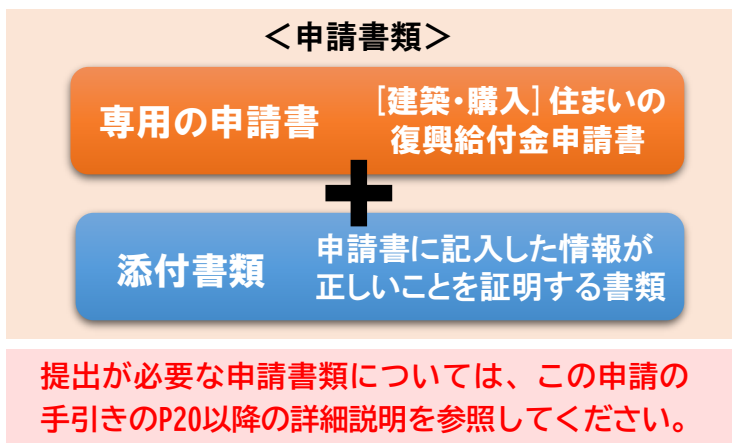
## 10 給付申請について

給付申請を行う場合、以下のような給付申請手続きが必要です。

申請先は…

給付申請手続きは、申請要件を満たした方が、住まいの復興給付金事務局に**郵送**で申請書類を提出。申請書の提出は郵送のみ受け取ります。詳細はP68, 69参照

申請書類は…



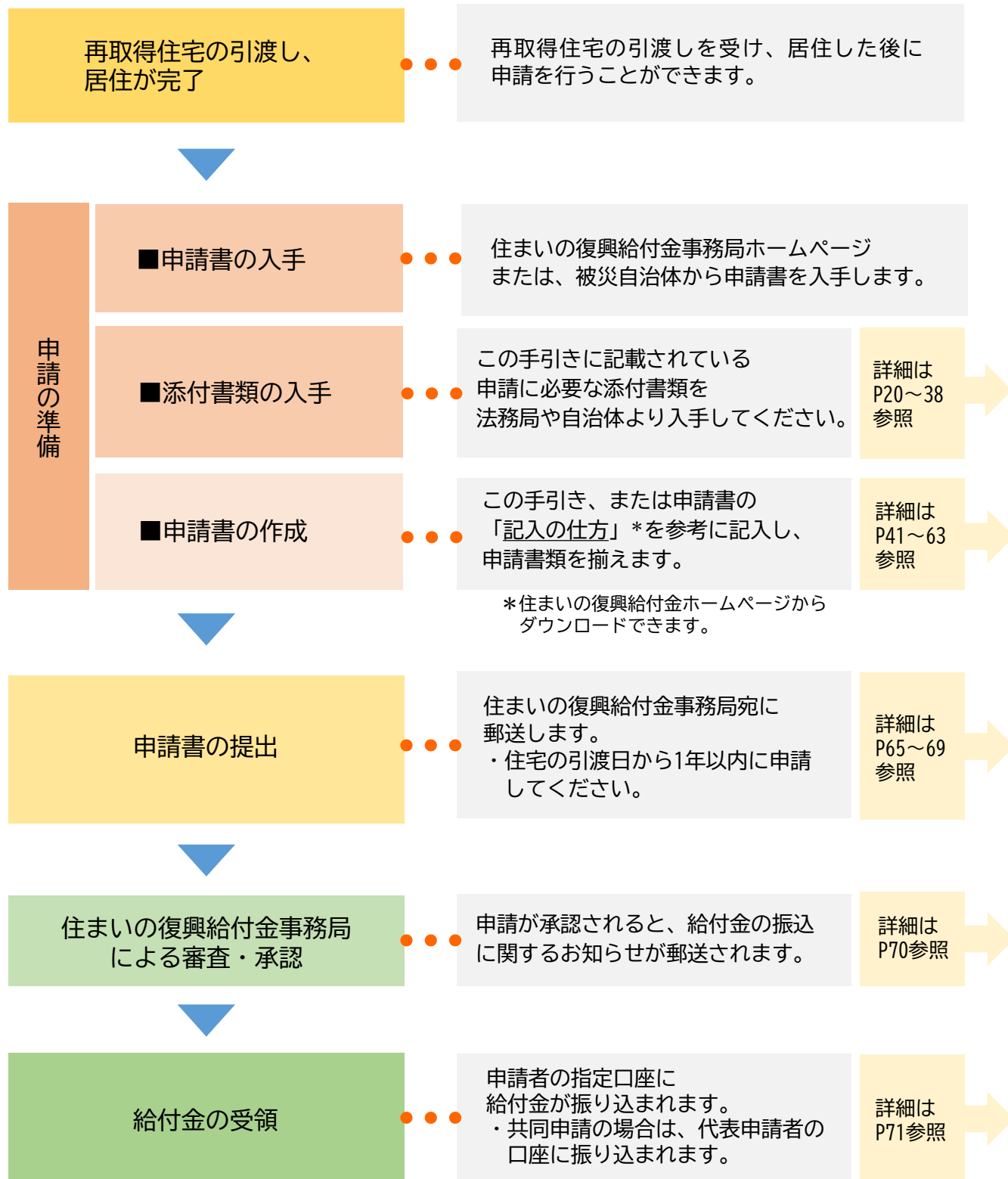
申請期限は…

- 申請受付開始日：2014年4月1日
- 申請期限：再取得住宅の**引渡日から1年以内**  
対象となる住宅は、2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅。ただし、
  - ・被災住宅（\*1）の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合：契約日にかかわらず、引渡期限が2024年12月31日まで延長されました。  
（※）被災住宅が福島県の一部地域（\*3）に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。
  - ・被災住宅の所在地がその他都道府県（\*2）の場合：以下の一定期間内※に契約した方の、引渡期限は2022年12月31日です。  
 ※ 建築（工事請負契約）の場合：2020年10月1日から2021年9月30日まで  
 購入（不動産売買契約）の場合：2020年12月1日から2021年11月30日まで  
 \* 1：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅  
 \* 2：岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県  
 \* 3：「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」（2011年4月22日時点）

ご注意ください

- 申請は、家族や住宅事業者等が手続きの代行をすることもできます。ただし給付金は申請者（共同申請の場合は代表申請者）の口座に振り込まれます。手続代行者は給付金を受け取ることはできません。
- （代表）申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
- 「建築・購入」の給付申請を行った（代表）申請者および共同申請者が「補修」の申請をすることはできません。（親孝行住宅再建支援や管理組合による補修の共同申請者となった場合も含む）
- すまい給付金（全国向け措置・国土交通省所管）との併用はできません。

# 11 給付申請の流れ







# 給付金を申請する

住まいの復興給付金

## 2

申請のための書類を準備します。

ここでは、「**建築・購入**」の申請書類について説明します。

「補修」で申請される方は、**申請の手引き【補修】用**を参照ください。



- 申請するためには、「住まいの復興給付金」専用の申請書と申請書に記載された内容を確認するための添付書類を提出する必要があります。
- 申請書は、住まいの復興給付金事務局のホームページまたは、被災自治体の窓口から入手してください。
- 申請内容に応じて提出が必要な書類が異なります。
- 添付書類には、法務局や各自治体等で入手する書類があります。

## 12 申請書類の一覧

### < 申請書 >

#### (1) すべての方に提出いただく書類

##### [建築・購入]住まいの復興給付金申請書

詳細は  
P41～56

#### (2) 下記に該当する方に提出いただく書類

- 被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者(代表申請者)と異なる
- 再取得住宅の所有者が複数である

##### 別紙①

「【建築・購入】共同申請者申告書」

詳細は  
P58～61

- 分離発注で住宅を建築した

##### 別紙②

「【建築・購入】分離発注における工事確認書」

詳細は  
P62, 63

### < 添付書類 >

添付書類は、申請書に記載されている情報が正しいことを証明するために必要な書類です。申請される内容によって異なりますので、よくご確認ください。

#### (3) すべての方に添付いただく書類

A

給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる  
**通帳等の記載面**

コピー

詳細は  
P24

B

住宅が被災したことを示す  
**り災証明書等**

原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある場合、提出は不要

コピー

詳細は  
P25

C

被災住宅が残存している場合  
被災住宅の  
**不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本**

原本

詳細は  
P26

C'

被災住宅を取壊し等で滅失している場合  
被災住宅の  
**不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本**

原本

詳細は  
P27

D

再取得住宅の  
**不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本**

原本

詳細は  
P28, 29

E

再取得住宅に居住していることを示す  
**住民票の写し**

原本

共同申請の場合は、代表申請者および共同申請者(被災時点の被災住宅の所有者に代わる者を含む)全員の居住が確認できること

詳細は  
P30, 31

該当する  
いずれかを添付

該当する いずれか を添付	<b>F</b> 住宅の再取得に係る <b>工事請負契約書</b> (建築の場合)	コピー	詳細は P32
	<b>F'</b> 住宅の再取得に係る <b>不動産売買契約書</b> (購入の場合)	コピー	詳細は P33

## (4) 下記に該当する方に添付いただく書類

### ■中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類

<b>G</b> 宅建業者が販売したことを証明する <b>中古住宅販売証明書</b>	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P34
---	---------------------	------------

### ■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類

<b>H</b> 被災住宅の所有者との関係を示す <b>【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書</b>	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P35
--	---------------------	------------

<b>I</b> 被災住宅の所有者が死亡 または行方不明であることが証明できる書類 以下のいずれか1点を提出してください。 <b>I-1</b> 住民票の除票の写し(個票)等 <b>I-2</b> 戸籍全部事項証明書または 除籍全部事項証明書	原本	詳細は P36
--	----	------------

<b>J</b> 被災時点で被災住宅の所有者に代わる者が 被災住宅に居住していたことが証明できる書類 以下のいずれか1点を提出してください。 <b>J-1</b> 住民票の写し(除票も含む) <b>J-2</b> 戸籍の附票の写し	原本	詳細は P37
---	----	------------

### ■親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類

<b>K</b> 再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る <b>親孝行住宅再建支援申出書</b>	事務局指定 の書式* 原本	詳細は P38
---	---------------------	------------

<b>L</b> 被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 戸籍全部事項証明書等	原本	詳細は P38
--	----	------------

\*住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式集から切り取り、作成してください。

# 13 申請書の構成(8枚構成)

## 表紙

制度概要や提出に際しての注意等を記載。給付申請に係る大切な内容です。必ずお読みください。提出は不要です。

## チェックシート(1/4枚目)

申請書類が揃っているかどうかを確認するためのチェックシートです。提出前に、ご確認ください。

住まいの復興給付金制度		提出不要
<b>建築・購入</b> 申請する前に確認してください		
対象者の要件	東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)を被災時点で所有し、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅(以下「再取得住宅」という。)に居住していること。	
被災住宅とは	東日本大震災により被害が生じ、災害証明等で被害の認定を受けた住宅、または電力災害による避難指示区域等内にある住宅	
再取得住宅とは	引上げ後の消費税率が適用される期間に新たに建築・購入した住宅	
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請期限は、再取得住宅の引渡日から1年以内です。(分譲先で住宅を建築した場合は、最終工事の引渡日から1年以内)</li> <li>(代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。</li> <li>「建築・購入」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「補修」の申請をすることはできません。</li> <li>すまい給付金(全国向け措置・国土交通省所管)との併用はできません。</li> </ul>		
<b>共同申請とは</b>		
対象者の要件すべてを満たしていない場合でも、下記 A、B に該当する場合、各要件を有する者が共同申請(以下「共同申請」という。)することで、給付申請することができます。		
<b>A 被災時点の被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者と異なる場合</b> 被災時点の被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者と異なる場合は共同申請(共同申請書)を提出してください。		
<b>B 再取得住宅の所有者が複数である場合</b> ① 共同申請する申請者は、再取得住宅に共に居住していることが要件となります。 ② 再取得住宅に居住していない場合でも、再取得住宅の取得に協力した者が共同申請者である場合があります。 ③ 詳しくは「共同申請申請書の申請」を参照してください。		
④ 共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名を代表申請者とし、給付金を受領してください。 ⑤ すべての共同申請者情報について「別紙④共同申請者申告書」に記入し、提出してください。		
申請書類の記入・提出にあたって		
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書は、必ず裏面(裏)に記入してください。</li> <li>申請書の記入する範囲の30%以上を記入してください。</li> <li>記入する部分の裏面に記載内容と申請書の記入内容が一致していることを確認してください。</li> <li>申請書はコピーをとり、お手元に保管してください。</li> <li>申請書は原則A4サイズとし、コピーで提出する場合は文字は大きめに印刷してください。</li> <li>申請書の裏面に記載されていない場合は裏面に記入してください。</li> <li>記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で直し、訂正内容を記入してください。訂正箇所がない場合は行付けません。</li> </ul>		
住まいの復興給付金事務局	申請書類の発行先	T 983-8799 仙台東郵便局 私書箱15号 住まいの復興給付金申請係
	問い合わせ先	0120-250-460 フリーダイヤル(無料) 9:00-17:00(土・日・祭日) 伊達県からのご利用の場合(有料) 022-745-0420 ホームページ http://fukko-kyufu.jp
		令和3年4月版

住まいの復興給付金制度		1/4枚目
<b>建築・購入</b> 申請書類チェックシート		
提出前に申請書類が揃っているかをご確認ください。記入後はこちらの書類もご提出ください。		
申請に必要な書類が揃っているかを確認し、□にチェックをしてください。		
申請書類	「建築・購入」住まいの復興給付金申請書*	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙①【建築・購入】共同申請者申告書*	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙②【建築・購入】分譲先における工事指図書*	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙③【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙④【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑤【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑥【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑦【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑧【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑨【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑩【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑪【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑫【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑬【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑭【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑮【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑯【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑰【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉑【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉒【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉓【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉔【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉕【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉖【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉗【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉘【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉙【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉚【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉛【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉜【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉝【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉞【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉟【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊴【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊵【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊶【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊷【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊸【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊹【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊺【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊻【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊼【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊽【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊾【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊿【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙①【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙②【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙③【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙④【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑤【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑥【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑦【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑧【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑨【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑩【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑪【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑫【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑬【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑭【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑮【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑯【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑰【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉑【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉒【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉓【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉔【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉕【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉖【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉗【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉘【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉙【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉚【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉛【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉜【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉝【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉞【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉟【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊴【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊵【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊶【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊷【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊸【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊹【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊺【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊻【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊼【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊽【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊾【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊿【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙①【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙②【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙③【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙④【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑤【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑥【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑦【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑧【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑨【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑩【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑪【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑫【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑬【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑭【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑮【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑯【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑰【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉑【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉒【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉓【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉔【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉕【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉖【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉗【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉘【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉙【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉚【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉛【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉜【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉝【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉞【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉟【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊴【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊵【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊶【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊷【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊸【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊹【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊺【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊻【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊼【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊽【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊾【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊿【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙①【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙②【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙③【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙④【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑤【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑥【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑦【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑧【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑨【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑩【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑪【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑫【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑬【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑭【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑮【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑯【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑰【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉑【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉒【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉓【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉔【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉕【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉖【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉗【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉘【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉙【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉚【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉛【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉜【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉝【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉞【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉟【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊴【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊵【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊶【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊷【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊸【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊹【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊺【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊻【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊼【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊽【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊾【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊿【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙①【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙②【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙③【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙④【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑤【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑥【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑦【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑧【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑨【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑩【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑪【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑫【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑬【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑭【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑮【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑯【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑰【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙⑳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉑【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉒【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉓【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉔【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉕【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉖【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉗【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉘【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉙【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉚【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉛【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉜【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉝【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉞【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㉟【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊱【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊲【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙	別紙㊳【被災住宅の被災状況】	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙		





## 14 添付書類について

添付書類は、提出いただく申請書の記載情報が正しいことを確認するために必要な書類です。

A

### 給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる 通帳等の記載面

コピー

#### 入手方法

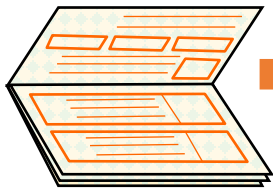
お持ちの通帳をコピーしてください。インターネットバンキング等で通帳がない場合は、キャッシュカードや利用明細のコピーをご用意ください。

#### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 口座種別（普通・当座等）
- ・ 口座名義人
- ・ 店番号、口座番号
- ・ 金融機関名、支店名

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- 通帳を開き、指定する振込口座が確認できる面をA4普通紙に、はっきりと認識できるようにコピーしてください。
- 申請書(2/4枚目)の（代表）申請者本人名義の口座のみ指定することができます。
  - ・ 法人や家族名義の口座は指定できません。
- 金融機関によって、下記の記載内容は異なります。



口座種別  
口座名義人  
店番号、口座番号  
金融機関名・支店名

見本

B

## 住宅が被災したことを示す り災証明書等

コピー

※原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある場合、提出は不要

### 入手方法

お持ちの「り災証明書等」をコピーしてください。手元がない場合、被災時点で住宅があった自治体より入手してください。

### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・東日本大震災による「り災証明」であること。
  - ・り災した場所が被災住宅の住所であること。
  - ・被害の程度が全壊または流出、大規模半壊、半壊または床上浸水、一部損壊または床下浸水、いずれかの記載があること。
- ※り災状況が「一部損壊」の場合には、建物が滅失していることを証明する書類の添付が必要となります。(取壊しが要件となっているため。P27参照)

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

証明番号 ○○市罹災 第23422-123456号	
り災証明書	
申請者住所	○○市○○町1-1-1
申請者氏名	復興 進
1.り災日時及びり災理由	平成23年3月11日(金) 午後2時46分頃 理由:東北地方太平洋沖地震による
2.り災場所	○○市○○町1-1-1
3.り災住家等	住家(持家)
4.被害の程度	半壊
5.摘要	

上記の通り相違ないことを証明する  
平成23年4月22日

○○市長 ○○ ○○  
市長  
之印

り災日時・り災理由が東北地方太平洋沖地震等であることが確認できること。

り災場所が被災住宅の住所であることが確認できること。

被害の程度が全壊または流出、大規模半壊、半壊または床上浸水、一部損壊または床下浸水等の記載があること。

# 見本

C

被災住宅が残存している場合

被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

原本

入手方法

法務局より入手してください。発行手数料は法務局にご確認ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・被災住宅の所在
- ・被災住宅の種類（住宅であること）
- ・被災時点の被災住宅の所有者

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。  
・インターネットで登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」を出力したものではありません。
- 被災後に発行されたものに限ります。

表題部

建物の情報が記載されている項目です。

権利部(甲区)

所有者について記載されている項目です。

a 「所在」で、被災住宅の所在と同じであることを確認してください。※住所表記と異なる場合があります。

b 「① 種類」に、「居宅」や「共同住宅」等の記載があることを確認してください。  
※住宅以外の店舗、事務所、車庫、倉庫等の記載のみでは、申請できません。

c 「権利者その他の事項」に記載されている、被災時点の所有者を確認してください。

関する事項)	
【原因】	【権利者その他の事項】
平成12年1月12日相続	共有者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 持分の5分の3 山田太郎 △△市△△町△丁目△番△号 5分の2 山田二郎

※所有者が確認できない場合には、別途「固定資産税の記載事項証明書」(P27参照)等が必要です。  
※登記等で確認できる所有者が、法人の場合は対象外です。



## 被災住宅を取壊し等で滅失している場合

### 被災住宅の不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本

原本

#### 入手方法

法務局より入手してください。  
発行手数料は法務局にご確認ください。

#### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 被災住宅の所在 ( a )
- ・ 被災住宅の種類 ( b )
- ・ 被災住宅の所有者 ( c )
- ・ 登記の閉鎖 ( d )

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。  
・ インターネットで登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」を出力したものではありません。
- 被災後に発行されたものに限りません。
- り災状況が「一部損壊」の場合には、こちらの書類の添付が必要となります。(取壊しが要件となっているため)

- ※ 登記事項証明書で所有者の特定ができない場合や、不動産登記がされていない場合には、被災時点の所有者を確認するため、別途、平成23年度の「固定資産の記載事項」を確認できる書類(原本)を提出いただく必要があります。
- ※ 入手先: 被災時点に住宅があった自治体より入手してください。
- ※ 発行手数料は各自治体にご確認ください。

- 以下の必要項目が確認できる場合、書類の名称は問いません。  
(書類例: 評価額証明書、公課証明書、名寄帳の写し 等)

#### 必要項目

- ・ 被災住宅の住所
- ・ 納税義務者
- ・ 被災住宅の種類  
(居宅や共同住宅であること)
- ・ 平成23年度の書類であること
- ・ 自治体が発行したことが確認  
できること (公印等があること)

納税義務者

被災住宅の住所

[書類例]固定資産課税台帳登録事項証明書

- 平成23年度の固定資産税の記載事項証明書等の発行を、行政文書の管理に関する法律により受けられない場合、自治体が発行可能な最古の年度の固定資産税を確認する書類と当制度専用の書類を提出いただくことで、申請可能となる場合があります。  
詳しくはコールセンターへお問い合わせください。
- り災状況が「一部損壊」の場合には、被災住宅の取壊しが要件となっているため、建物を取壊した際に自治体に届け出たことを証明する書類等を別途、提出してください。

D

# 再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

原本

入手方法

法務局より入手してください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・再取得住宅の所在
- ・再取得住宅の種類（住宅であること）と床面積
- ・再取得住宅の所有者

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。
  - ・インターネットで登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」を出力した書類では申請できません。
- 申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものに限ります。

## 戸建住宅の登記事項証明書の例

登記事項証明書の発行が、申請書提出時点で3ヶ月以内であることを確認してください。

### 表題部

「表題部」とは、建物の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積等が記載されている項目です。

- a 「① 種類」に「居宅」や「共同住宅」等の記載があることを確認してください。  
※「居宅」や「共同住宅」等の住宅以外の店舗、事務所、車庫、倉庫等の記載のみでは申請できません。
- b 「③ 床面積」を確認してください。  
※床面積が階数毎に分かれている場合は、合計した面積を確認してください。  
※「居宅・店舗」等の併用住宅の場合は、住宅部分のみの床面積を、ご自身で図面等から計算してください。  
※「再取得住宅の不動産登記」で確認できる、新築時の住宅部分の床面積が対象です。その後の増築分は、床面積に含むことはできません。

### 権利部(甲区)

「権利部」(甲区)：所有権に関する事項とは、権利の所有者について記載されている項目です。その中の「権利のその他の事項」を確認してください。

「権利部」(甲区)に**所有権保存の記載**、権利者欄に**所有者の記載**があることを確認してください。共同所有の場合は、持分割合も確認してください。

#### 【単独所有の場合の権利部(甲区)(所有権に関する事項)】

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者のその他の事項
1	所有権保存	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	所有者 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

※登記で確認できる所有者が法人の場合は、対象外です。

共同住宅の  
登記事項  
証明書の例

〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△

専有部分の家屋番号 0-0-101 0-0-10 0-0-201 0-0-202 **見本** 全部事項証明書 (建部)

表題部 (一棟の建物の表示)				不動態番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所在 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△				[余白]	
建物の名称 △△△△				[余白]	
①構造	②床面積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)		
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階	300.60	平成〇〇年〇月〇日		
	2階	300.40	(平成〇〇年〇月〇日)		
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積	㎡	登記の日付
1	〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△	宅地	350.76		平成〇〇年〇月〇日
表題部 (専有部分の建物の表示)				不動態番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
家屋番号 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△の101				[余白]	
建物の名称 △△△△				[余白]	
①種類	②構造	③床面積 (m)	原因及びその日付(登記の日付)		
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階	150.142	平成〇〇年〇月〇日新築	
		2階	300.140	(平成〇〇年〇月〇日)	
表題部 (敷地権の表示)					
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付(登記の日付)		
1	所有権	4分の1	平成〇〇年〇月〇日新築 (平成〇〇年〇月〇日)		
所有者 〇〇市〇〇区△△町△番地△△号 株式会社〇〇〇不動産					
権利部(甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者のその他の事項		
1	所有権保存	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	所有者 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△号 新築太郎		
権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者のその他の事項		
1	抵当権の設定	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇〇年〇月〇日日金消費貸借同日設定 債権額 金〇〇〇〇〇万円 利息 年〇.〇〇%(年365日割計算) 損害金 年〇.〇〇%(年365日割計算) 債務者 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△号 新築太郎 抵当権者 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△号 〇〇〇〇信用金庫		

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 K〇〇〇〇〇〇 (1/1) 1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇月〇日  
法務局〇〇出張所

登記官 法務 八郎 公印

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 K〇〇〇〇〇〇 (1/1) 2/2

登記事項証明書の発行が、  
申請書提出時点で3ヶ月  
以内であることを確認して  
ください。

表題部

【共同住宅など区分登記されている場合の表題部】  
「表題部(専有部分の建物の表示)」をご確認ください。

表題部 (専有部分の建物の表示)				不動態番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
家屋番号 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△の101				[余白]	
建物の名称 △△△△				[余白]	
①種類	②構造	③床面積 (m)	原因及びその日付(登記の日付)		
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階	150.142	平成〇〇年〇月〇日新築 (平成〇〇年〇月〇日)	

権利部(甲区)

【共有している場合の権利部(甲区)(所有権に関する事項)】

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者のその他の事項
1	所有権保存	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	共有者 〇〇市〇〇区〇〇町△番地△△号 持分の5分の3 〇〇 〇〇 5分の2

※「原因及びその日付」の欄に「増築」と記載されている場合など、上記書類で「一つの新築住宅」であることが確認できない場合は、「住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書」や「供託されていることが確認できる契約書」等の提出が必要です。  
詳しくは、住まいの復興給付金事務局コールセンターまでお問い合わせください。

## E 再取得住宅に居住していることを示す 住民票の写し（届出避難場所証明書）

原本

### 入手方法

再取得住宅のある自治体より入手してください。  
発行手数料は各自治体にご確認ください。  
住民票の写しは、個票または世帯票（連記式）の提出でも構いません。

### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・再取得住宅に居住していること  
※共同申請の場合は、共同申請を行うすべての申請者の住民票が必要ですが、（ただし、再取得住宅への居住を要件としない「親孝行住宅再建支援」で申請される場合は除く）  
※被災住宅の所有者に代わる者がいる場合には、その者の住民票が必要です。
- ・（代表）申請者および共同申請者の氏名、住所、生年月日
- ・転入日

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。  
「住民票の写し」の“写し”とは、“コピー”のことではありません。  
自治体より入手した書類が「住民票の写し」です。
- 申請書提出時点で発行から3ヶ月以内のものに限ります。  
住宅の引渡後に発行された住民票であることを確認してください。
- 各自治体によって書式・記載内容は異なります。
- 個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票の写しを提出してください。  
記載された住民票の写しが提出された場合、事務局にてマスキング（黒塗り）等を行ったうえで申請受付を行います。

### 住民票の写し 個票の例

(代表)申請者および共同申請者の氏名と同じであることを  
確認してください。

住 民 票						
宮城県〇〇市	氏名	復興 順一	世帯主	【省略】	続柄	【省略】
	住民票コード	【省略】				
	個人番号					
	生年月日	昭和50年4月10日	性別	男	住民となった日	平成26年4月15日
					改製日	平成26年4月15日
	住所	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号			転入日	平成26年4月15日
	本籍	△△県△△市△△町△丁目△番△号	筆頭者			【省略】
	前住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号				
	転出先					
	備考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成26年4月〇〇日  
宮城県〇〇市長 印

個人番号（マイナンバー）が記載されていないことを確認してください。

転入日が記載されていることを確認してください。

再取得した住宅の住所と同じであることを確認してください。

住民票の発行が、申請書提出時点で3ヶ月以内であること、住宅の引渡後の発行日であることを確認してください。



F 住宅の再取得に係る  
工事請負契約書(建築の場合)

コピー

入手方法

(代表)申請者および共同申請者(再取得住宅の所有者)と工事施工者との間で、取り交わした建築工事に係る契約書です。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 契約日
- ・ 契約内容(新築の注文工事または住宅建替工事の記載があること)
- ・ 建築した住宅の住所
- ・ 工事代金(消費税率または消費税額の記載があること)
- ・ 発注者名及び押印
- ・ 請負者名及び押印

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 契約を変更した場合は、一番最初に締結した契約(原契約)についての契約書のコピーを提出してください。
- 分離発注の場合は、各事業者毎の契約書すべてのコピーと別紙②「分離発注における工事確認書」(P62, 63参照)を提出してください。
- 契約を取り交した工事施工者によって書式・記載内容は異なります。

【工事請負契約書のイメージ】

東日本大震災により所有する住宅に被害を受け代替建物を取得する場合の契約書において印紙税は非課税です。※詳しくは税務署等で確認してください。

発注者名と請負者名が記載されていることを確認してください。

契約内容が記載されていることを確認してください。

対象住宅の住所(り災証明書や住民票等と一致)が記載されていることを確認してください。

増税後の消費税率であることを確認してください。

The image shows a sample of a '建設工事請負契約書' (Construction Contract). The form includes fields for '注文者' (Client), '請負者' (Contractor), '工事名' (Project Name), '工事場' (Site), '建築面積' (Building Area), '工期' (Schedule), '引渡し時期' (Delivery Date), and '請負代金の額' (Contract Price). Annotations with orange boxes point to these fields from the text on the left. A red box labeled '見本' (Sample) highlights a section of the form containing a signature and stamp. Below the main form, there is a smaller box with a date and address, also annotated with an orange box.

契約日及び発注者名と請負者名、それぞれの記名・押印があることを確認してください。



F' 住宅の再取得に係る  
不動産売買契約書(購入の場合)

コピー

入手方法

(代表)申請者および共同申請者(再取得住宅の所有者)と宅建業者との間で、住宅売買に係る契約を締結した契約書です。

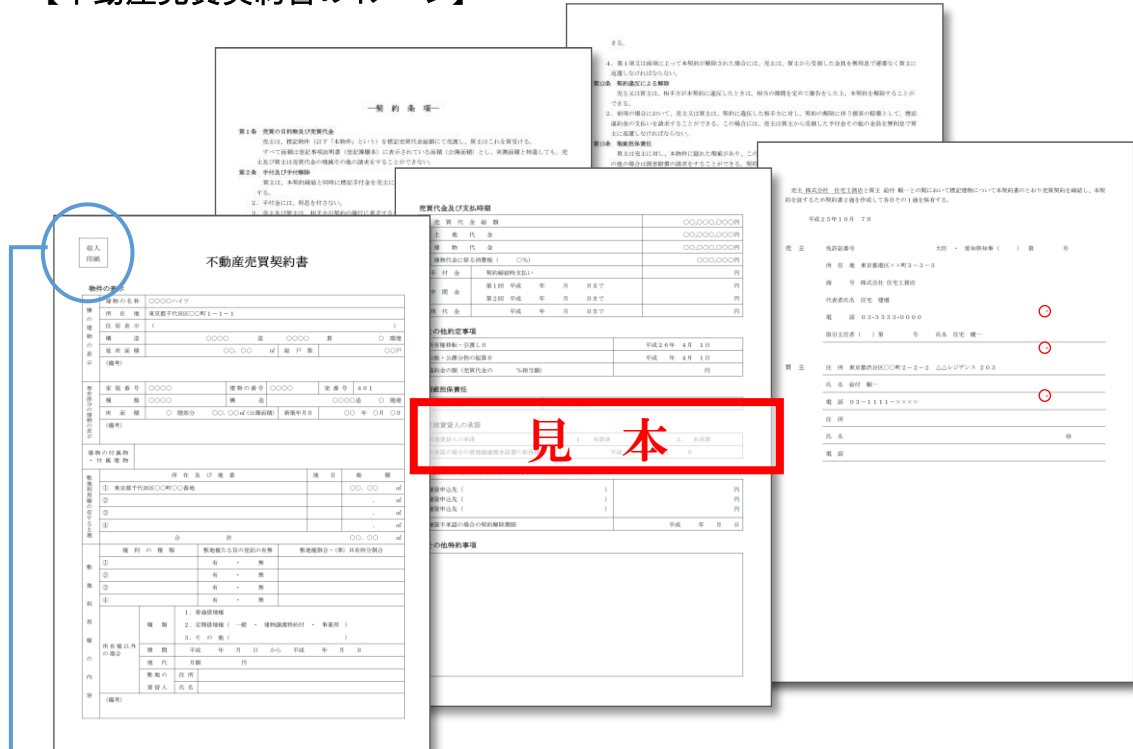
必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 契約日
- ・ 契約内容(新築の分譲住宅の売買または中古住宅の売買の記載があること)
- ・ 購入した住宅の住所
- ・ 購入代金(消費税率または消費税額の記載があること)
- ・ 購入者名及び押印
- ・ 販売者名及び押印

- 「コピー」を提出してください。原本を提出された場合、返却できないことがあります。
- はっきりと内容が確認できるようにコピーしてください。
- 契約を取り交した工事施工者によって書式・記載内容は異なります。
- 契約を変更した場合は、一番最初に締結した**契約(原契約)についての契約書のコピー**を提出してください。

【不動産売買契約書のイメージ】



※ 東日本大震災により、所有する住宅に被害を受けて代替建物を取得する場合の契約において印紙税は非課税です。※詳しくは税務署で確認してください。

## ■中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類

G

### 宅建業者が販売したことを証明する 中古住宅販売証明書

原本

中古住宅を購入した方は、必ず提出してください。該当しない場合は、提出不要。

#### 入手方法

対象住宅を販売した宅地建物取引業免許を有する事業者より、入手してください。住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロードするか、この手引きの書式集から切り取り作成を依頼してください。

#### 必要項目

すべての項目が確認できることが必要です。

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。  
(記入見本は巻末の書式集を参照)
  - ・必ず、住まいの復興給付金事務局が指定する書式を使用してください。
- 中古住宅の不動産取引で、売主が個人の場合は非課税のため、原則対象外です。

住まいの復興給付金制度	販売事業者記入書式 <small>※申請者は記入できません。</small>
<b>中古住宅販売証明書</b>	
以下について、記載された内容に間違いがないことを証明します。	
記入日 令和 元 年 5 月 7 日	
販売事業者名	株式会社 中古ハウジング <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">中古 ハウジング</span>
代表者名	山田 古太郎
所在地	岩手県甲子乙町3-3-3
電話番号	0196 - 66 - 6666
<small>販売事業者の宅地建物取引業免許番号</small>	
<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣	( 13 ) 第 888888 号
<input checked="" type="checkbox"/> ( ) 知事	
買主	岩手 新太郎 様
販売した住宅の所在地	〒 020 - 0000 岩手 都 道 府 (県) 丙 市 区 丁 町 5-5-5
引渡日	平成 令和 31 年 4 月 19 日 引渡し
適用した消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%
<small>事務局使用欄(申請者は記入不要)</small>	
<b>見本</b>	
<small>令和3年4月版</small>	

販売事業者名が記載されていること、押印されていることをご確認の上、提出してください。

[注意]  
仲介業者ではなく、**売買契約書**にある「**売主**」様に記入していただってください。



■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類①

H

被災住宅の所有者との関係を示す

【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書

原本

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合に、必ず提出してください。  
該当しない場合は、提出不要。

入手方法

住まいの復興給付金事務局ホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式集から切り取り作成してください。

必要項目

すべての項目が確認できることが必要です。

■「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。

(記入見本は巻末の書式集を参照)

- 必ず、住まいの復興給付金事務局が指定する書式を使用してください。
- (代表)申請者および共同申請者(被災住宅の所有者に代わる者を含む)は、再取得住宅に居住していることが必要です。

住まいの復興給付金制度		見 本	
建築・購入		被災住宅所有者との関係確認書	
記入日 令和 元 年 5 月 7 日			
(代表)申請者の情報			
住 所 〒 900 - 000X			
宮城県〇〇市△△町1-1-1			
氏 名 復興 順一 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">復興</span>			
死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の再取得等を行ったので、給付申請します。ついては、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。			
<被災住宅の所有者の情報>			
①	氏 名	フリガナ フッコウ	ススム
		氏 復興	名 進
②	被災時の被災住宅の住所	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町5-5-5	
③	生年月日	明治 大正 (昭和) 平成 20 年 8 月 1 日	
<被災住宅の所有者に代わる者の情報>			
●被災時に被災住宅に居住していた者であること			
●⑤に居住する者であること			
④	氏 名 ※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入	フリガナ フッコウ	ジュンイチ
		氏 復興	名 順 一
⑤	再取得住宅の住所 ※(代表)申請者住所と同じ場合も記入	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町1-1-1	
⑥	①との続柄	長男	
⑦	生年月日	明治 大正 (昭和) 平成 50 年 4 月 10 日	
※個人情報 は、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。 第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。			
事務局使用欄(申請者は記入不要)			
令和3年4月版			



## ■被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類③

### J 被災時点に被災住宅の所有者に代わる者が 被災住宅に居住していたことが証明できる書類

原本

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合には、I の書類に加えて、必ず J-1 または J-2 の書類、いずれか1点を提出してください。該当しない場合は、提出不要。

#### J-1 住民票の写し(除票も含む)

##### 入手方法

被災時点に、被災住宅の所有者に代わる者が居住していた自治体より入手してください。P30「E 住民票の写し」で確認できる場合は、提出不要です。発行手数料は各自治体にご確認ください。

##### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・氏名、住所
- ・被災時点の居住
- ・発行日

#### ■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

- ・被災後も移転していない場合、または同一市区町村内で移転の場合は、**現在の住民票の写し**を提出してください。
- ・被災後、別の市区町村に移転した場合には、**被災時点の住民票(除票含む)の写し**を提出してください。

#### ■ 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

住民票		除票	
氏名	〇〇 〇〇	【省略】	【省略】
住民票コード【省略】		性別	【省略】
生年月日	昭和50年 4月 10日	性別	男
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	転入日	平成20年11月無届
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番	転入先	【省略】
前住所	【省略】		
転出先			
備考			

見本

住民票		除票	
氏名	復興 順一	世帯主	【省略】
住民票コード【省略】		続柄	【省略】
生年月日	昭和50年 4月 10日	性別	男
住所	宮城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	転入日	平成20年9月25日
本籍	△△県△△市△△町△△丁目△△番△△号	転入先	平成20年9月28日転入
前住所	福島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	備考	【省略】
転出先			
備考			

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成31年3月〇〇日  
宮城県〇〇市長 印

#### J-2 戸籍の附票の写し

##### 入手方法

本籍のある自治体より入手してください。発行手数料は各自治体にご確認ください。

##### 必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・氏名、住所
- ・被災時点の居住
- ・発行日

#### ■「原本」を提出してください。

コピーでは申請できません。

#### ■ 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

附票の全部証明	
改製日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番
氏名	〇〇 信二
附票に記載されている者	【名】 信二 【住 所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 【住 居日】 平成△△年△△月△△日
附票に記載されている者	【名】 信子 【住 所】 〇〇県△△町△△丁目△△番△△号 【住 居日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日
附票に記載されている者	【名】 信一郎 【住 所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 【住 居日】 平成△△年〇〇月〇〇日
	以下余白

発行番号XXXXXXXX

この写しは、戸籍の附票に記載されている事項の全部事項を証明した書類である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県〇〇市長 印

見本

■ 親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類

K 再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る  
**親孝行住宅再建支援申出書**

原本

該当しない場合は、提出不要。

入手方法

住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この手引きの書式集から切り取り作成してください。

必要項目

すべての項目が確認できることが必要です。

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。
- ・ 必ず、住まいの復興給付金事務局が指定する書式を使用してください。（記入見本は巻末の書式集を参照）
- 複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれが提出してください。

住まいの復興給付金制度

親孝行住宅再建支援申出書

記入日 令和 元 年 月 日

申出者本人の情報  
住所 〒900-000X  
宮城県〇市△町8-8-8  
氏名 復興 順一

下記に記載する父母・祖父母等（被災住宅の所有者）が居住するための住宅の再建（建築・購入または補修）を支援したことを申し出ます。

<再建した住宅の居住者（被災住宅の所有者等）の情報>

① 氏名	フリガナ フッコウ
② 再建した住宅の住所	〒000-0000 千葉県〇市△町1-1-1 千葉県〇ビュームマンション B棟503
③ 生年月日	明治 大正 昭和 平成 22年 1月 4日
④ 申出者との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他( )

※直系尊属とは、申出者の直系及びその直系に当たると認められる父、母、祖父及び祖母を指すこととなります。（配偶者の直系尊属は、親属とはなりません。）

※本人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとなります。  
※本書から漏れ、誤りなどが発生した場合、本事業担当者よりお問い合わせをさせていただきます。

書類使用料（印刷費は別添付）

令和3年4月版

見本

L 被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類  
戸籍全部事項証明書等

原本

該当しない場合は、提出不要。

入手方法

本籍のある自治体より入手してください。発行手数料は各自治体にご確認ください。

必要項目

以下の項目が確認できることが必要です。

- ・ 被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者の関係が示されていること。（直系尊属\*であることを確認）

\*直系尊属とは、自分より前の世代にあたる人たちの直系血族のことで、父母、祖父母、曾祖父母等が直系尊属に該当。養子の場合の養父母も含まれます。（P9参照）

- 「原本」を提出してください。コピーでは申請できません。
- 各自治体によって書式・記載内容は異なります。

※被災住宅の所有者と（代表）申請者および共同申請者の関係がわかるものであれば「除票の写し」でも代替することができます。

※祖父母との関係は（代表）申請者および共同申請者本人の戸籍では確認できない場合があります。その場合は、父母の戸籍全部事項証明書を提出してください。

電算後の戸籍全部事項証明書現在の戸籍簿本に相当の様式

(1)の1 全部事項証明

本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番
氏名	〇〇 太郎
戸籍事項	【改製日】平成〇〇年〇〇月〇〇日 【改製事由】平成〇〇年法律第61号別添第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者区分】夫 【父】〇〇 太郎 【母】〇〇 花子 【続柄】長男
身分事項	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇県〇〇市 【届出日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者氏名】〇〇 花子 【従前戸籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地 〇〇 太郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【配偶者区分】妻 【父】〇〇 太郎 【母】〇〇 花子 【続柄】次女
身分事項	【出生日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【出生地】〇〇県〇〇市 【届出日】昭和〇〇年〇〇月〇〇日 【届出人】母
婚姻	【配偶者氏名】〇〇 太郎 【従前戸籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地 〇〇 太郎

発行番号

この写しは、戸籍に記載されている事項の全部事項を証明した書類である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県〇〇市長

印

見本

# 申請書を作成する

住まいの復興給付金

## 3

記入見本を参考に申請書を作成しましょう。

こちらでは、**【建築・購入】**の申請書の記入の仕方を確認します。「補修」で申請される方は、申請の手引き**【補修】**用を参照ください。







# 15 申請書の記入方法について

## (1) 表紙

提出の必要はありませんが、申請上の注意事項が記載されています。記載されている内容を確認した上で、申請書を作成してください。

### 住まいの復興給付金制度

提出不要

#### 建築・購入

#### 申請する前に確認してください

##### 対象者の要件

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)を被災時点で所有し、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅(以下「再取得住宅」という。)に居住していること。

##### 被災住宅とは

東日本大震災により被害が生じ、災証明書等で被害の認定を受けた住宅、または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅

##### 再取得住宅とは

引上げ後の消費税率が適用される期間に新たに建築・購入した住宅

- 申請期限は、再取得住宅の引渡日から1年以内です。  
(分離発注で住宅を建築した場合は、最終工事の引渡日から1年以内)
- (代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
- 「建築・購入」の給付申請を行った(代表)申請者および共同申請者が「補修」の申請をすることはできません。
- すまい給付金(全国向け措置・国土交通省所管)との併用はできません。

##### 共同申請とは

対象者の要件すべてを満たしていない場合でも、下記 A、B に該当する場合、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)することで、給付申請することができます。

##### A 被災時点の被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者と異なる場合

※被災時点の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は関係確認書等(17/4抜目 1 参照)を提出してください。

##### B 再取得住宅の所有者が複数である場合

- 共同申請する申請者は、再取得住宅に共に居住していることが要件となります。  
※再取得住宅に居住していない場合でも、親孝行住宅再建支援の要件に該当する方は共同申請できる場合があります。  
詳しくは「別紙①共同申請者申告書」を参照してください。
- 共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名を代表申請者とし、給付金を受領してください。
- すべての共同申請者情報について「別紙①共同申請者申告書」に記入し、提出してください。

##### 申請書類の記入・提出にあたって

- 申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 申請書の該当する項目の  に  を入れてください。
- 指定する添付書類の記載内容と申請書の記入内容が一致しているか確認してください。
- 申請書類はコピーをとり、お手元に保管してください。
- 申請書類は原則A4サイズとし、コピーで提出する書類は文字がはっきり読みとれるものを提出してください。
- 必要な申請書類がすべて揃っていない場合は申請の受付が行われません。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受け付けできません。)

#### 住まいの復興給付金事務局

申請書類の送付先

〒983-8799 仙台東郵便局 私書箱15号  
住まいの復興給付金申請係

問い合わせ先 0120-250-460 フリーダイヤル(無料) 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日除く)  
IP電話等からのご利用の場合(有料) 022-745-0420 ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

令和3年4月版

## (2) 申請書1 / 4枚目: 申請書類チェックシート

- 申請書類のチェックシートです。申請書類が揃っているかを確認してください。また、必ず申請書の表紙として申請書と一緒に提出してください。

### 記入見本①

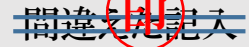
住まいの復興給付金制度		1 / 4枚目	
<b>建築・購入 申請書類チェックシート</b>			
<b>提出前に申請書類が揃っているかをご確認ください。記入後はこちらの書類もご提出ください。</b>			
申請に必要な書類が揃っているかを確認し、 <input checked="" type="checkbox"/> にチェックをしてください。			
<b>【建築・購入】「住まいの復興給付金申請書」*</b>  右記それぞれの条件に該当する場合、別紙をさらに追加で提出する必要があります。	●被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者(代表申請者)と異なる 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は別紙①共同申請者申告書の提出は不要。下記①の書類を別途ご用意ください ●被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を支援した場合、別紙②共同申請者申告書と下記②の書類を追加でご用意ください ●再取得住宅の所有者が複数である  ●分離発注で住宅を建築した	別紙①【建築・購入】共同申請者申告書* 別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書*	確認の上、チェック 原本 <input checked="" type="checkbox"/> ① 原本 <input checked="" type="checkbox"/> ② 原本 <input checked="" type="checkbox"/> ③
	給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」 ※共同申請の場合は代表申請者のもの		コピー <input checked="" type="checkbox"/> ④
	住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。		コピー <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
	被災住宅に関する書類	《被災住宅が残存している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		《被災住宅を取壊し等で滅失している場合》 被災住宅の「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」 ※被災時の被災住宅の所有者が確認できるもの ※り災証明書等で確認できるり災状況が「一部損壊」の場合は被災住宅の取壊しが給付要件になります	いづれかにチェック 原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦
	再取得住宅に関する書類	再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」 ※再取得住宅の所有者が確認できるもの	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧
		再取得住宅に居住していることを示す「住民票の写し」 ※別紙③共同申請者申告書の提出が必要な場合、代表申請者および共同申請者全員の居住がわかる「住民票の写し」を添付	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨
		住宅の再取得に係る「工事請負契約書(建築の場合)または不動産売買契約書(購入の場合)」 ※一番最初に締結した契約(原契約)についてのもの ※分離発注で住宅を建築した場合、各事業者の契約書を全て提出	コピー <input checked="" type="checkbox"/> ⑩
	<b>中古住宅を購入した場合のみ必要となる書類</b>		
	再取得住宅に関する書類	宅建業者が販売したことを証明する「中古住宅販売証明書」*	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑪
<b>1 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類</b>			
	被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑫	
	被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類 例:「住民票の除票の写し」(個票)、「戸籍全部事項証明書」等	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑬	
	被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類 例:「住民票の写し(除票も含む)」、「戸籍の附票の写し」等	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑭	
<b>2 親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類 ※詳しくは別紙④共同申請者申告書を参照</b>			
	再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑮	
	被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類 例:「戸籍全部事項証明書」等	原本 <input checked="" type="checkbox"/> ⑯	
* *の書類は、事務局指定の書式を使用してください。			
事務局使用欄(申請者は記入不要)			
申請書類はコピーをとり、お手元に大切に保管してください。			
2枚目につづきます 令和3年4月版			

## 記入方法①

## 記入にあたって

- 必ず黒のボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。（訂正印がない場合は受け付けできません）
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- 提出された申請書類は返却できませんので、申請書類はコピーを取り保管してください。

訂正の例


 訂正の例として、元の文字「間違えた記入」が二重線で消され、その上に「印」が押印されている状態を示しています。

## 1 申請書類の種別（原本またはコピー）を確認してください。

- 提出いただく書類は「原本」または「コピー」の種別の指定があります。用意いただいた書類の種別に、誤りがないかどうかを、必ず確認してください。

## 2 提出前に申請に必要な書類が揃っているか確認し、チェックをしてください。

- 申請書(1/4~4/4枚までの4枚)が揃っていることを確認して、① にチェックをしてください。

- 被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者（代表申請者）と異なる場合や再取得住宅の所有者が複数である場合で、共同申請する方は、別紙①「【建築・購入】共同申請者申告書」があることを確認して② にチェックをしてください。
- 分離発注で住宅を建築した場合は、別紙②「【建築・購入】分離発注における工事確認書」があることを確認して③ にチェックをしてください。

※複数の再取得住宅の所有者が、複数の工事施工者に分離発注した場合には、別紙①と別紙②の両方の書類を提出する必要があります。

- ④ から⑩ までの添付書類は、申請されるすべての方に提出いただく書類です。すべて揃っているかを確認し、チェックをしてください。

## 3 中古住宅を購入した場合には、⑪「中古住宅販売証明書」があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※この書類は、対象住宅を販売した宅地建物取引業免許を有する事業者から入手してください。

## 4 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合には、⑫ ⑬ ⑭ の書類があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」（P35参照）は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

## 5 親孝行住宅再建支援をした場合には、⑮ と ⑯ の書類があることを確認してください。（該当しない場合は提出不要）

※「親孝行住宅再建支援申出書」（P38参照）は、住まいの復興給付金事務局のホームページからダウンロードするか、この申請の手引きの書式を使用してください。

### (3) 申請書2/4枚目

- (代表)申請者の情報を記入していただく申請書です。
- 手続代行者が申請する場合は、(代表)申請者に加え手続代行者の情報も記入してください。

#### 記入見本②

住まいの復興給付金制度

2 / 4 枚目

▶
建築・購入

住まいの復興給付金申請書

① 申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

① (代表) 申請者情報

本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。

記入日	令和 △△年 □□月 ○○日		
(代表) 申請者氏名 (再取得住宅の所有者)	フリガナ フッコウ 復興	名 ジュンイチ 順一	復興
	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合 <span style="font-size: 1.2em;">➔</span> 別紙①「共同申請者申告書」も記入		
再取得住宅の住所	フリガナ ミヤギ 宮城		
	〒 900-000×	都道府県 宮城	市郡区 ○○
	フリガナ △△チョウ △△町1-1-1		
	建物名 部屋番号		
電話番号	自宅 022 - 222 - ×××× 携帯 090 - 1111 - ××××		
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 50年4月10日		
	〒 - 都道府県 市郡区 建物名 部屋番号		

② 手続代行者がいる場合、下記に記入してください。再取得住宅の所有者本人が申請を行う場合、記入不要です。

② 手続代行者情報

本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。

手続代行者	事業者名 株式会社 住宅不動産 担当名 新築 建一	支店名 仙台支店 担当者連絡先 022 - 212 - ××××
	〒 980-000×	都道府県 宮城 仙台
	宮城野区□□町3-3-3	

事務局使用欄(申請者は記入不要)

3枚目に  
つづきます

令和3年4月版

6: 令和 △△年 □□月 ○○日

7: (代表) 申請者氏名 (再取得住宅の所有者)

8: 再取得住宅の住所

9: 電話番号

10: 生年月日

11: 都道府県 市郡区 建物名 部屋番号

- 44 -

## 記入方法②

6 申請書を作成した日を記入してください。

7 申請書の同意事項(申請書の6枚目)をお読みになり同意の上、(代表)申請者(再取得住宅の所有者)本人が記名・押印してください。

- 以下の添付書類に記載されている氏名と同じであることをご確認ください。
  - ・再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書 (P28参照)
  - ・再取得住宅に居住していることを示す、申請者の住民票の写し (P30参照)
- フリガナも必ず記入してください。
- 再取得住宅を複数の者で所有し、共同で申請する場合には、1名を代表申請者とし、本人が記名・押印するとともに、氏名記入欄の下にある「再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合」にチェックをしてください。チェックをした場合は、別紙①「【建築・購入】共同申請者申告書」(P58~61参照)も記入してください。
- 押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。

8 再取得住宅の住所を記入してください。

- 「住民票の写し」(P30参照)で確認できる住所を記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。  
共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- 住まいの復興給付金事務局からの通知書等は、**11** で指定していない場合、この住所に送付されます。

9 (代表)申請者の電話番号を記入してください。

- 申請内容の確認等のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

10 (代表)申請者の生年月日を記入してください。

- 「住民票の写し」(P30参照)に記載されている生年月日と同じであることをご確認ください。

11 (代表)申請者に対する住まいの復興給付金事務局からの通知書等の受取先として、**8** の再取得住宅の住所以外を指定する場合に記入してください。

- **8** と同じ場合は記入不要です。
- 住所は省略せず、建物名、部屋番号も必ず記入してください。



記入見本②

住まいの復興給付金制度

2/4枚目

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

①申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

① (代表) 申請者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
記入日	令和	△△年	□□月 ○○日
再取得住宅の(不動産登記、(代表)申請者の(住民票)で確認できる氏名を本人が記名・押印。	フリガナ	フッコウ	ジュンイチ
	(代表)申請者氏名 (再取得住宅の所有者)	氏 復興	名 順一
	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合		別紙①「共同申請者申告書」も記入
(代表)申請者または共同申請者の(住民票)で確認できる住所を記入。 建物名、部屋番号を省略せず記入。	フリガナ	ミヤギ	〇〇〇
	〒	900-000× 宮城	都道府県 〇〇 (市) 郡区
	フリガナ	△△チョウ	
	フリガナ	△△町1-1-1	
フリガナ	建物名 部屋番号		
電話番号	自宅	022 - 222 - ××××	携帯 090 - 1111 - ××××
生年月日	明治	大正	昭和 平成 令和 50年4月10日
再取得住宅の住所と異なる場合のみ記入。(事務局からの郵送物の送り先となります。) 建物名、部屋番号を省略せず記入。	〒	都道府県	市郡区
		建物名	部屋番号

②手続代行者がいる場合、下記に記入してください。再取得住宅の所有者本人が申請を行う場合、記入不要です。

② 手続代行者情報		本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。	
必ず手続代行者本人が記名・押印してください。 記載がある場合、書類の不備などの連絡は、手続代行者に行います。	業者名	1 株式会社 住宅不動産	5 新築
	支店名	2 仙台支店	
	担当者名	3 新築 建一	4 担当者連絡先 022 - 212 - ××××
	当番名	6 980-000× 宮城	都道府県 仙台 (市) 郡区
	宮城野区□□町3-3-3		

事務局使用欄 (申請者は記入不要)

3枚目につづきます

令和3年4月版



## 記入方法②

**12 (代表)申請者および共同申請者から申請の委任を受けた手続代行者がいる場合のみ記入してください。**

- (代表)申請者本人が申請する場合には、以下 ①～⑥ の記入は不要です。
- 行政書士でない者が、給付金申請書作成の対価を得ることは行政書士法に違反することとなります。
- 記入漏れがあった場合は、(代表)申請者に連絡を取らせていただく場合があります。

**① 手続代行者が所属する事業者の名称を記入してください。**

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、記入不要です。

**② 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの名称を記入してください。**

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合や支店・事業所などがいない場合は、記入不要です。

**③ 手続代行者本人が記名してください。**

- ・事業者が手続代行を行う場合は、担当者本人が記名してください。
- ・申請内容の確認などで住まいの復興給付金事務局より不備等の連絡をする場合は、ここに記載された手続代行者宛に行います。

**④ 手続代行者の電話番号を記入してください。**

- ・申請内容の確認のため連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

**⑤ 手続代行者（個人または担当者）の印鑑を押印してください。**

- ・押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。  
電子印鑑は使用できません。

**⑥ 手続代行者が所属する事業者の支店・事業所などの住所を記入してください。**

- ・ご家族など、個人が手続代行を行う場合は、郵送物を受け取ることができる住所を記入してください。
- ・住所は省略せずに記入してください。
- ・共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号も必ず記入してください。
- ・書類に不備があった場合など、住まいの復興給付金事務局より書類を郵送する場合に使用します。

## (4) 申請書3/4枚目

- 被災住宅と再取得住宅について記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記入する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

### 記入見本③

住まいの復興給付金制度

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

3 / 4 枚目

③被災住宅の情報について記入してください。

<p>③被災住宅情報</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">被災住宅の住所</td> <td>                 フリガナ <span style="margin-left: 100px;">ミヤギ</span> <span style="float: right;">〇〇〇</span>                  〒 900-000× <span style="margin-left: 20px;">宮城</span> 都 道 府 (県) <span style="float: right;">〇〇</span> (市) 郡 区                  フリガナ <span style="margin-left: 100px;">△△チョウ</span>                  △△町5-5-5                  フリガナ                  建物名 <span style="float: right;">部屋番号</span> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">被災時点の被災住宅の所有者</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と同じ  <input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と異なる → 別紙④「共同申請者中合書」も記入。  <small>※死亡または行方不明の場合は記入不要。別途、(建築・購入)関係確認書を添付してください。</small> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">被災住宅の種別</td> <td>                 いずれかにチェック                  東日本大震災による被害が生じた住宅(り災証明書等が必要)  <input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出  <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊  <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水  <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。  <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(り災証明書等は不要)             </td> </tr> </table>	被災住宅の住所	フリガナ <span style="margin-left: 100px;">ミヤギ</span> <span style="float: right;">〇〇〇</span> 〒 900-000× <span style="margin-left: 20px;">宮城</span> 都 道 府 (県) <span style="float: right;">〇〇</span> (市) 郡 区 フリガナ <span style="margin-left: 100px;">△△チョウ</span> △△町5-5-5 フリガナ 建物名 <span style="float: right;">部屋番号</span>	被災時点の被災住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と同じ <input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と異なる → 別紙④「共同申請者中合書」も記入。 <small>※死亡または行方不明の場合は記入不要。別途、(建築・購入)関係確認書を添付してください。</small>	被災住宅の種別	いずれかにチェック 東日本大震災による被害が生じた住宅(り災証明書等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(り災証明書等は不要)
被災住宅の住所	フリガナ <span style="margin-left: 100px;">ミヤギ</span> <span style="float: right;">〇〇〇</span> 〒 900-000× <span style="margin-left: 20px;">宮城</span> 都 道 府 (県) <span style="float: right;">〇〇</span> (市) 郡 区 フリガナ <span style="margin-left: 100px;">△△チョウ</span> △△町5-5-5 フリガナ 建物名 <span style="float: right;">部屋番号</span>						
被災時点の被災住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と同じ <input checked="" type="checkbox"/> ①『(代表)申請者氏名』と異なる → 別紙④「共同申請者中合書」も記入。 <small>※死亡または行方不明の場合は記入不要。別途、(建築・購入)関係確認書を添付してください。</small>						
被災住宅の種別	いずれかにチェック 東日本大震災による被害が生じた住宅(り災証明書等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 全壊または流出 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊または床上浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(り災証明書等は不要)						

④給付対象となる再取得住宅について記入してください。

<p>④再取得住宅情報</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">再取得住宅の住所</td> <td>①(代表)申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">住宅の種別</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。                  いずれかにチェック  <input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅*<sup>1</sup>(床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。  <input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅*<sup>2</sup>(床面積が50㎡以上*<sup>3</sup>) ※2 売買契約によって取得した住宅。  <input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション*<sup>4</sup>(床面積が30㎡以上) ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上 ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。             </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">床面積</td> <td>                 登記の表題部に記載されている床面積の場合(マンション等共同住宅は専有部の床面積) ① 90.00㎡ → ア                  店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 ② . . .㎡ → ア             </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">入居日</td> <td>(平成) 令和 26 年 4 月 15 日</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">契約を締結した工事施工者または販売事業者</td> <td>                 いずれかにチェック  <input checked="" type="checkbox"/> 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください)                  事業者名 <span style="margin-left: 100px;">株式会社 住宅不動産</span>                  担当者名 <span style="margin-left: 100px;">新築 建一</span> <span style="float: right;">担当者連絡先 022-123-XXXX</span>                  契約日 (平成) 25 年 10 月 1 日 引渡日 (平成) 26 年 4 月 10 日  <small>※契約書で確認できる日付を記入。</small>  <input type="checkbox"/> 複数の工事施工者と契約を締結(分譲発注の場合) → 別紙④「分譲発注における工事確認書」も記入             </td> </tr> </table>	再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ	住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。 いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅* <sup>1</sup> (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅* <sup>2</sup> (床面積が50㎡以上* <sup>3</sup> ) ※2 売買契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション* <sup>4</sup> (床面積が30㎡以上) ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上 ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。	床面積	登記の表題部に記載されている床面積の場合(マンション等共同住宅は専有部の床面積) ① 90.00㎡ → ア 店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 ② . . .㎡ → ア	入居日	(平成) 令和 26 年 4 月 15 日	契約を締結した工事施工者または販売事業者	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください) 事業者名 <span style="margin-left: 100px;">株式会社 住宅不動産</span> 担当者名 <span style="margin-left: 100px;">新築 建一</span> <span style="float: right;">担当者連絡先 022-123-XXXX</span> 契約日 (平成) 25 年 10 月 1 日 引渡日 (平成) 26 年 4 月 10 日 <small>※契約書で確認できる日付を記入。</small> <input type="checkbox"/> 複数の工事施工者と契約を締結(分譲発注の場合) → 別紙④「分譲発注における工事確認書」も記入
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ										
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。 いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅* <sup>1</sup> (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅* <sup>2</sup> (床面積が50㎡以上* <sup>3</sup> ) ※2 売買契約によって取得した住宅。 <input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション* <sup>4</sup> (床面積が30㎡以上) ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上 ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。										
床面積	登記の表題部に記載されている床面積の場合(マンション等共同住宅は専有部の床面積) ① 90.00㎡ → ア 店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 ② . . .㎡ → ア										
入居日	(平成) 令和 26 年 4 月 15 日										
契約を締結した工事施工者または販売事業者	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください) 事業者名 <span style="margin-left: 100px;">株式会社 住宅不動産</span> 担当者名 <span style="margin-left: 100px;">新築 建一</span> <span style="float: right;">担当者連絡先 022-123-XXXX</span> 契約日 (平成) 25 年 10 月 1 日 引渡日 (平成) 26 年 4 月 10 日 <small>※契約書で確認できる日付を記入。</small> <input type="checkbox"/> 複数の工事施工者と契約を締結(分譲発注の場合) → 別紙④「分譲発注における工事確認書」も記入										

事務局使用欄(申請者は記入不要)

4枚目につづきます  
 令和3年4月版

記入方法③

13 被災住宅の住所を記入してください。

- り災証明書等（P25参照）に記載されている住所と同じであることを確認してください。原子力災害による避難指示区域等内にある住宅の場合は、被災住宅の住所を記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。共同住宅等の場合は、建物名・部屋番号も必ず記入してください。

14 被災住宅の所有者に該当する項目にチェックをしてください。

- 申請書2/4枚目に記入した(代表)申請者の氏名 **7** が、被災住宅の所有者と同じ場合には、上段「(代表)申請者氏名と同じ」にチェックをしてください。異なる場合は下段「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをして、別紙**1**「【建築・購入】共同申請者申告書」(P58～61参照)も記入、提出してください。
- ・被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、別紙**1**の記入は不要ですが、別途「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」(P35, および書式集参照)等、申請書1/4枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

15 被災住宅の種別にチェックをしてください。

- 東日本大震災による被害が生じた住宅の「り災証明書等」お持ちの方は、り災証明書等に記載されている「被害の程度」と同じ項目にチェックをしてください。
- 原子力災害による避難指示区域等内に住宅がある方は、「原子力災害による避難指示区域等内にある住宅」にチェックをしてください。

16 再取得住宅の種別のどちらかにチェックをしてください。

- 新築住宅あるいは中古住宅のどちらかにチェックをしてください。

17 再取得住宅の取得方法にチェックをし、床面積を記入してください。

- 再取得した住宅にあてはまる取得方法の項目にチェックをしてください。
- 次の書類を参考に床面積を **1** または **2** に記入してください。  
再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書」(P28参照)の「表題部」に記載のある建物の床面積の合計を **1** に記入してください。

表題部 (主である建物の表示)		調製	余白		不動産番号	000000000
所在図番号	余白					
所在	宮城県〇〇市△△町1丁目1番1				余白	
家屋番号	1番1号				余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 (㎡)		原因及びその日付(登記の日付)		
居宅	木造スレートぶき2階建	1階	45	47	平成26年4月〇日新築 (平成26年4月〇日)	
		2階	44	53		
所有者	宮城県〇〇市△△町1丁目1番1 復興順二					

不動産登記の表題部「①種類」に居宅、店舗等の記載がある併用住宅の場合は、図面等で確認できる住宅部分のみの床面積を **2** に記入してください。(該当しない場合、記入不要)

- ・登記事項証明書では床面積は、店舗部分と居宅部分に区別された記載になっていません。ご注意ください。(次ページ参照)

記入方法③

床面積記入の参考例

- 建物の不動産登記の表題部「①種類」が「居宅」の場合

表題部 (主である建物の表示)		調製	全日	不動産番号	0000000000
所在図番号		全日			
所在		宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号			
家屋番号		5番5号			
①種類	②構造	③床面積 (㎡)			
居宅	木造スレートぶき2階建	1階	46	47	原因及びその日付(登記の日付)
		2階	47	53	

種類が「居宅」の場合は、申請書の **ア** に床面積の合計を記入。**イ** への記入は不要です。

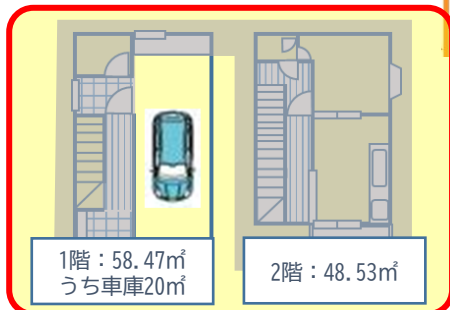
④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 <sup>※1</sup> (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 <sup>※2</sup> (床面積が50㎡以上 <sup>※3</sup> ) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション <sup>※4</sup> (床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 地上3階建て以上の住宅
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積)
	94.00㎡ <b>ア</b>
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 <b>記入不要 イ</b>
入居日	平成 令和 年 月 日

- 建物の不動産登記の表題部「①種類」に居宅以外(居宅・車庫や居宅・店舗等)が含まれる場合

表題部 (主である建物の表示)		調製	全日	不動産番号	0000000000
所在図番号		全日			
所在		宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号			
家屋番号		5番5号			
①種類	②構造	③床面積 (㎡)			
居宅・車庫	鉄筋コンクリート木造 石綿セメント板葺 2階建	1階	58	47	原因及びその日付(登記の日付)
		2階	48	53	

建物の不動産登記に、居宅以外の床面積が記載されていない場合には、図面等を参考にしてください。

④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 <sup>※1</sup> (床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 <sup>※2</sup> (床面積が50㎡以上 <sup>※3</sup> ) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション <sup>※4</sup> (床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 地上3階建て以上の住宅
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積)
	107.00㎡ <b>ア</b>
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 87.00㎡ <b>イ</b>
入居日	平成 令和 年 月 日



種類が「居宅・車庫」の場合は、申請書の **ア** に登記に記載されている床面積の合計を記入。  
図面等で確認できる1階の車庫分(20㎡)を除いた床面積と2階の床面積の居宅部分合計を **イ** に記入します。

記入方法③

- 建物の不動産登記の表題部で、居宅部分の床面積、車庫の床面積が別々に記載されている場合

①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	軽量鉄骨造瓦葺2階建	1階 109.26	平成11年6月1日新築 [平成11年8月2日]	
		2階 35.72		
余白			③平成15年1月25日変更、増築 [平成15年2月2日]	
表題部 (附属建物の表示)				
符号	①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付(登記の日付)
	車庫	木造スレート葺平屋建	17.95	余白

登記に記載されている「居宅」のみの床面積合計を申請書の **ア** に記入。  
**イ** への記入は不要です。

④再取得住宅情報	
再取得住宅の住所	①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ
住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 建築した住宅 <sup>※1</sup> (床面積が13m <sup>2</sup> 以上) ※1 専断負契約によって取得した住宅。
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した住宅 <sup>※2</sup> (床面積が50m <sup>2</sup> 以上 <sup>※3</sup> ) ※2 売買契約によって取得した住宅。 ※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に締結した方は、床面積が40m <sup>2</sup> 以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 購入したマンション <sup>※4</sup> (床面積が30m <sup>2</sup> 以上) ※4 売買契約によって取得した住宅。 ※5 3階以上の3階建住宅。
	登記の表題部に記載されている床面積の合計 (マンション等共同住宅は専有部の床面積) <b>144.98 m<sup>2</sup></b> <b>ア</b>
	店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 <b>記入不要 m<sup>2</sup></b> <b>イ</b>
入居日	平成 令和 年 月 日





記入見本③

住まいの復興給付金制度

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

3 / 4 枚目

③被災住宅の情報について記入してください。

③ 被災住宅情報

フリガナ ミヤギ ○○○

〒 900-000× 宮城 都 道 府 (県) ○○ (市 郡 区)

フリガナ △△チョウ

△△町5-5-5

フリガナ

建物名 部屋番号

被災住宅の住所

被災時点の被災住宅の所有者

被災住宅の種別

①『(代表)申請者氏名』と同じ

①『(代表)申請者氏名』と異なる → 別紙⑩「共同申請者申告書」も記入。  
※死亡または行方不明の場合は記入不要。  
別途、(建築・購入)関係確認書等を添付してください。

東日本大震災による被害が生じた住宅(り災証明書等が必要)

全壊または流出

大規模半壊

半壊または床上浸水

一部損壊または床下浸水 ※一部損壊の場合、被災住宅が完全に取り壊されていること。

原子力災害による避難指示区域等内にある住宅(り災証明書等は不要)

④ 給付対象となる再取得住宅について記入してください。

④ 再取得住宅情報

再取得住宅の住所

住宅の種別

床面積

①(代表)申請者情報の『再取得住宅の住所』と同じ

新築住宅  中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。

建築した住宅※1(床面積が13㎡以上) ※1 工事請負契約によって取得した住宅。

購入した住宅※2(床面積が50㎡以上※3) ※2 売買契約によって取得した住宅。  
※3 令和2年12月1日～令和3年11月30日に契約した方は、床面積が40㎡以上

購入したマンション※4(床面積が30㎡以上) ※4 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。

登記の表題部に記載されている床面積の合計(マンション等共同住宅は専有部の床面積) 90.00㎡ → ア

店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 イ

入居日 平成 令和 26 年 4 月 15 日

販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結(下記に事業者名等を記入してください。)

株式会社 住宅不動産

担当者名 担当者連絡先

新築 建一 022 - 123 - ××××

契約日 引渡日

平成 令和 25 年 10 月 1 日 平成 令和 26 年 4 月 10 日

※契約書で確認できる日付を記入。

複数の工事施工者と契約を締結(分離発注の場合) → 別紙⑩「分離発注における工事確認書」も記入

事務局使用欄(申請者は記入不要)

18

19

4 枚目につづきます  
令和3年4月版

- 52 -



## 記入方法③

## 18 再取得住宅に入居した日付を記入してください。

- 住民票に記載のある「転入日」等を記入してください。

宮城県〇〇市		住 民 票					
氏名	復興 順一		世帯主	【省略】	続柄	【省略】	
住民票コード【省略】		生年月日	昭和50年 4月 10日	性別	男	住民となった日	平成26年4月15日
住所	宮城県〇〇市△△町5丁目5番5号		転入日		平成26年4月15日 転入		

※建替の場合等、住民票の移動を行っていない場合には、対象住宅へ実際に入居した日付を記入してください。

## 19 契約を締結した工事施工者または販売事業者の情報を記入してください。

- 1つの工事施工者と契約を締結した場合には ③ にチェックをするとともに契約した工事施工者名または販売事業者名、担当者名、担当者連絡先を記入してください。  
その下段には、契約書に記載されている契約日（変更契約がある場合は、一番最初に締結した契約（原契約）の契約日）と、工事施工者または販売事業者からの引渡しを受けた日を記入してください。
- 複数の工事施工者と契約を締結した場合（分離発注の場合）には ④ にチェックをするとともに、別紙②「【建築・購入】分離発注における工事確認書」（P62, 63参照）にすべての工事施工者を記入してください。

## (5) 申請書4/4枚目

- 給付申請額と給付金の振込口座等の情報を記入していただく申請書です。
- 添付書類を参考に記入する項目があるため手元にご用意の上、記入してください。

### 記入見本④

#### 住まいの復興給付金制度

建築・購入

住まいの復興給付金申請書

4 / 4 枚目

#### ⑤ 給付申請額を計算してください。

⑤ 給付申請額

20

住宅部分の床面積※1	住宅取得時の 適用消費税率と給付単価	持分割合の合計※2	給付申請額
ア または イ <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;">90.00</div> m <sup>2</sup> ①	<input checked="" type="checkbox"/> 8%の場合 5,130円 <input checked="" type="checkbox"/> 10%の場合 8,550円 ②	<input checked="" type="checkbox"/> 全部を所有 1 <input checked="" type="checkbox"/> 一部を所有 ③	百万 十万 万 千 ,461,000円 ④ ※千円未満切捨て

※1 3/4枚目の④再取得住宅情報⑦の床面積を記入。(店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合は住宅部分の床面積②を記入。)  
※1 給付する床面積の上限は175m<sup>2</sup>。上限を超える場合は175.00と記入。

※2 分離発注等、複数の消費税率が課せられている場合は、低い方の消費税率を選択してください。なお、低い方の消費税率が5%の場合は給付対象外となります。

※2 持分割合とは、再取得住宅の不動産登記上に記載されている分数表記の数字です。共同申請の場合、別紙①「共同申請者申告書」の②を記入。

#### ⑥ 給付金は(代表)申請者本人名義の口座に振り込みます。

⑥ 給付金の振込先情報

21

口座情報は正しく記入してください。記入を間違えると入金できないことがあります。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)  ↑ どちらか一方に 記入してください ↓ ゆうちょ銀行	(代表)申請者本人名義の振込口座 (代表)申請者本人名義の口座のみ指定することができます。(法人や家族名義の口座は指定できません。) ⑤
	①普通 ②当座 ③貯蓄 ④その他 ( ) ⑥
	フツコウ シ ユンイチ ⑦
	⑦

「口座名義人」欄の記入方法について  
 ①カタカナで記入してください。 ②濁点・半濁点は1文字として扱います。  
 ③口座名義が枠内(30文字)を超える場合は名義名称の冒頭から30文字までを記入してください。

「口座名義人(カナ表記)」の記入上の注意 (通帳表紙の裏に記載されているカタカナを記入してください。)  
 ●【(複製欄)】と記入する場合  
 ①小文字は大文字に準じて記入してください。 フツコウ シ ユンイチ  
 ②スペース(空白)、音引を正しく記入してください。  
 ③濁点・半濁点は1文字として記入してください。

指定した振込口座情報が確認できる通帳等の記載面のコピーを添付してください。

普通預金  
 フツコウ シュンイチ サマ  
 店番 〇〇〇〇〇〇  
 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 △銀行 ××支店

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和3年4月版

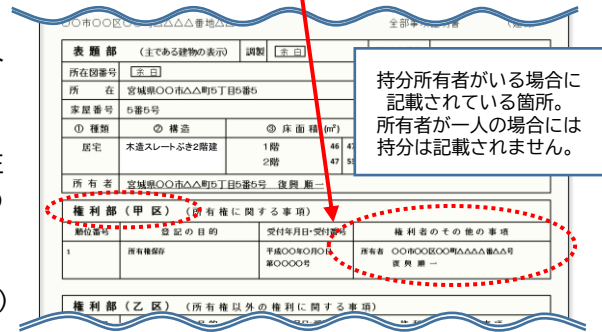
記入方法④

20 給付申請額を計算してください。

- 申請書の3/4枚目「④再取得住宅情報」の床面積 **ア** に記入した床面積を **①** に記入してください。店舗、事務所等、住宅以外の用途を含む場合は **イ** に記入した床面積を **①** に記入してください。
- **②** は、住宅取得時に適用されている消費税率 8%または10%のどちらかにチェックをしてください。  
**※消費税率が5%の契約は給付対象とはなりません。ご注意ください。**  
**※分離発注で住宅を建築した際に消費税率が混在する場合は、契約の日付が一番古い契約書に記載のある消費税率にチェックをしてください。**
- **③** は、持分割合についてチェックをしてください。  
 再取得住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書の「権利部（甲区）」に記載されている所有者で、再取得住宅に居住する方の持分割合の合計を記入してください。

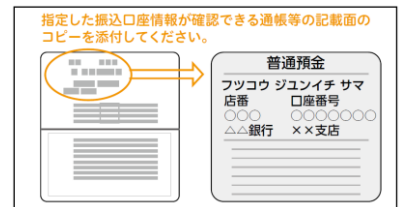
- ・共同申請を行う場合、別紙**①**「共同申請者申告書」に記入した持分割合の合計 **ア** を記入してください。
- ・親孝行住宅再建支援の場合は、持分所有者が居住しない場合でも、その方の持分割合を合計に含めることができます。

- **④** に計算結果を記入してください。（千円未満切捨て）



21 給付金の振込先を記入してください。

- 申請書(2/4枚目)の**(代表)申請者本人名義の口座のみ**、指定することができます。(法人や家族名義の口座は指定できません。)
- 口座情報は正しく記入してください。記入を間違えると、入金できないことがあります。通帳の口座情報が確認できる箇所を参照のうえ記入してください。
- 特に [口座名義人]欄を記入の際は、申請書に記載されている「『口座名義人』欄の記入方法について」をよくお読みください。



- **⑤** <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>  
 指定する口座の金融機関コードと金融機関名および支店コードと支店名を記入してください。  
 ※金融機関名・支店名は漢字書きで「〇〇銀行」「△△支店」まで記入してください。
- **⑥** <<ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座を指定する場合のみ記入>>  
 預金種別を選択し、口座番号および口座名義人を記入してください。  
 ※預金種別が [④ その他] の場合は預金種別の内容を記入してください。  
 ※口座番号は、右詰めで記入してください。  
 ※口座名義人はカナ書きで記入してください。
- **⑦** <<ゆうちょ銀行の口座を指定する場合のみ記入>>  
 記号、番号および口座名義人を記入してください。  
 ※番号は、右詰めで記入してください。

## (6) 同意事項

給付申請に係る重要な内容が記載されています。  
申請する前に、必ずお読みください。申請書を提出される場合は、同意事項に同意されたものとみなします。この書類は提出不要です。

22

### 住まいの復興給付金制度

提出不要

#### <同意事項(建築・購入)>

##### 1. 給付制度と給付金の交付

住まいの復興給付金は、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」(平成26年2月7日復本第188号以下「実施要領」という。以下「給付要件」という。)を満たす住宅の再取得に対し、給付金の交付を行うものです。  
住まいの復興給付金の交付を受けるためには、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策補助金交付要領」(平成26年2月7日復本第187号)に基づき国からの補助金の交付を受ける者(以下「基金管理団体」という。)からの委託を受ける者(以下「事務局」という。)に対し、事務局所定の給付申請書(以下「申請書」という。)及び所定の確認書類(以下、給付申請書とあわせて「申請書類」という。)を提出しなければなりません。  
基金管理団体及び事務局(以下「事務局等」という。)、提出された申請書類により、給付要件を満たすことを確認した場合、新たに建築・購入した住宅(以下「再取得住宅」という。)の所有者に対し、その持分割合に応じた給付金を交付します。

##### 2. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された申請書において申請者として記載された者をいい、申請書別紙の共同申請者申告書(以下「共同申請者申告書」という。)において代表申請者と記載された者(以下「代表申請者」という。)を含みます。  
また、本同意事項における共同申請者とは、共同申請者申告書において代表申請者以外の共同申請者として記載された者を含みます。

##### 3. 共同申請の定義

単独では給付金の給付要件を満たさない者であっても、実施要領に定める複数の者が共同すれば当該すべての要件を満たす場合、これらの者が共同で給付申請(以下「共同申請」という。)を行うことができます。

共同申請では、再取得住宅の所有者のうち1名を代表申請者としなければなりません。代表申請者は、共同申請者を代理して、給付金の申請及び受領を行います。代表申請者は、共同申請者の持分割合を含めた給付金を受領した後、それぞれの持分割合に応じて共同申請者に対して分配を行います。

共同申請者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、当該申請に記載する内容(以下「申請情報」という。)に変更が生じた場合、代表申請者に通知しなければなりません。

##### 4. 共同申請の委任と解除

代表申請者及び共同申請者は、共同申請者申告書にそれぞれ記名・押印することにより、共同申請者は給付金の共同申請及び受領を代表申請者へ委任し、代表申請者はこれを受託するものとします。

代表申請者及び共同申請者は、代表申請者が給付金の交付を受ける以前においては、共同申請の委任を解除することができます。代表申請者及び共同申請者は、共同申請者の代表申請者に対する給付金の共同申請及び受領に関する委任が解除(代表申請者または共同申請者の死亡、破産手続開始決定等による委任の終了も含む。以下同じ)された場合、当該委任の対象となった共同申請者ですで行われたことを確認の上、申請前である場合、代表申請者は委任を解除した共同申請者を除いて(全ての共同申請者からの委任が解除された場合、代表申請者の死亡、破産手続開始等による委任の終了の場合は新たに代表申請者を定め)申請を行わなければなりません。また、申請後である場合、代表申請者及び共同申請者は速やかに事務局に連絡を行い、その指示に従って、事務局が定める指定の(共同申請)における委任解除通知書により事務局に通知しなければなりません。  
事務局等は、代表申請者及び共同申請者から上記方法による通知がなされない限り、代表申請者に給付金の交付を受けることで、代表申請者及び共同申請者に対する給付金の交付義務を含む一切の責任を負わないものとします。

##### 5. 重複申請の禁止

申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、再取得住宅の所有者または給付要件を満たす東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の補修工事の発注者として住まいの復興給付金の申請(「住まいの復興給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領」(平成26年2月7日復本第577号)に基づき実施される「住まい給付金」(以下「住まい給付金」という。))の申請をなす。ただし、住まいの復興給付金及び「住まい給付金」の交付を受けない場合を除く。)を行い、給付金の交付を受けることができます。

また、申請者及び共同申請者は、実施要領に定める住まいの復興給付金の実施期間中、1回限り、被災住宅の所有者として、住まいの復興給付金の申請を行うことができます。

##### 6. 債権譲渡の禁止

申請者及び共同申請者は、基金管理団体に対する住まいの復興給付金に関する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

##### 7. 手続代行者による申請手続き

申請者は、住まいの復興給付金の申請を第三者に委任することができます。申請者から住まいの復興給付金の申請の委任を受けた者(以下「手続代行者」という。))は、申請書類の提出から給付金の交付が完了するまでの間、当該申請について申請者と同等の義務及び責任を負います。また、手続代行者は、給付金交付後も、当該申請に係り事務局等が行う調査(第12項)、給付金の返還(第14項)に協力を行う義務を負います。  
申請者は、手続代行者に住まいの復興給付金の申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

##### 8. 給付金の申請期限

申請者及び手続代行者は、事務局が認める場合を除き、再取得住宅が申請者または共同申請者へ引渡された日から1年を経過するまでの間に申請書類を事務局に提出しなければなりません。

##### 9. 申請の変更、取下及び無効

申請者及び手続代行者は、申請書類の提出から給付金の受取りまでの間、申請情報に変更が生じた場合または給付申請を取り下げた場合、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければならないものとします。  
申請者及び手続代行者が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局等による申請に係る審査ができない場合、事務局等は当該申請者及び手続代行者の提出した申請書に係る申請を無効とすることができるものとします。  
申請情報の変更、申請の取下及び申請が無効とされたことによって生じた申請者、共同

申請者または手続代行者(以下「申請者等」という。)の不利益に対し、事務局等は、事務局等の故意または重大失に起因する場合を除き、申請者等に対して一切の責任を負いません。

##### 10. 給付申請の受付・返却の不可

事務局等は、手続代行者から申請書類の提出を受けた場合、当該申請の給付要件に対する不備・不足を確認し、不備・不足がない場合は、事務局の審査システムに申請情報を登録します。当該登録をもっての申請受付の完了とし、申請受付を完了した申請については、給付金額算出後、事務局から申請者に対しその旨を通知します。なお、共同申請の場合、代表申請者は、通知された内容が共同申請者に対して通知されなければなりません。  
申請書類に不備・不足がある場合、事務局は申請者または手続代行者に対して不備・不足に関する通知や連絡を行う他、申請書類の返却を行います。なお、事務局は、不備・不足がある申請について、申請受付を行わない場合があります。

また、事務局等は、申請受付を完了した申請書類及びその他の書類については、いかなる理由があっても返却を行いません。

##### 11. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であった、その誤りが軽微なものであると事務局が判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」及び「申請者等に対する記載内容の変更指示」を行うことができます。事務局は訂正された情報について、申請者等に通知を行いません。

##### 12. 申請に係る住宅の調査等

国及び事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、被災住宅及び再取得住宅への立ち入りを含む調査等(以下「調査等」という。))に協力を依頼する場合があります。申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

##### 13. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の①～⑥の行為を行うかまたは行おうとした場合、または調査等によって給付金の交付対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受け付けた給付申請を無効とし、また、当該申請者等の将来における給付申請の受付を拒否することができます。

- ①: 虚偽その他の不正な手段によって給付申請を行い、給付金の交付を受けた場合
- ②: 事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③: すまい給付金等、主として消費税率の引上げに伴う住宅取得に係る負担軽減を図る国産補助金を財源とする他の補助事業と重複して給付金の交付を受けていたまたは受けようとした場合
- ④: 実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知、発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤: その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

##### 14. 給付金の返還

事務局等は、既に給付金を交付した申請であっても、前項に定める事由により給付申請が無効とされた場合、申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者に対して交付済みの給付金相当額について返還を求めるとします。返還を求められた場合、申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者は事務局等が定める納付期限までに返還しなければなりません。共同申請の場合、代表申請者及び再取得住宅の持分割合を有する共同申請者は、当該返還義務を連帯して負担するものとします。  
なお、申請者等は返還を求めた際、当該給付金を交付した日から返還の日までの日数に応じて、当該給付金(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求められることができます。

##### 15. 免責

国及び事務局等は、再取得住宅の施工事業者・販売事業者、手続代行者、その他の者と申請者との間、代表申請者と共同申請者、及び共同申請者相互の間で生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、申請者による住まいの復興給付金の受取りについて、共同申請者、施工事業者・販売事業者、手続代行者、その他の者による買戻し立てがあった場合、事務局等は住まいの復興給付金の支払いを停止することができます。

また、事務局及び事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(事務局が定める郵送先)に到着し、事務局による引き取りを行った時点まで、)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等はそれの一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

##### 16. 個人情報の管理

事務局等は、事務局等の運営にあたり、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。事務局等は本事業を通じて取得した情報を給付金の交付から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、個人情報について統計的に処理したデータを公表することができます。

また、事務局等は、国が第13項①または③の確認のために行う調査や事業に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その確認作業を共同で行うことがあります。

##### 17. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく給付金の申請に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

##### 18. 事業の内容変更・終了

事務局は、国または基金管理団体との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等へからの給付、不利益が生じた場合であっても、当該措置等が事務局等の故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は本同意事項の変更については、事務局等が住まいの復興給付金に関する事務局のウェブサイト及びその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

#### 注意事項

- 給付申請から給付金の振込みまでには一定の手続期間を要します。手続期間は給付申請の受付状況等により変わります。
- 事務局等は、給付の交付に係る振込みの遅延、その他事由によって生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。
- 申請者、共同申請者及び手続代行者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、本同意事項に同意したこととなります。

令和3年4月版

22

(代表)申請者または共同申請者(手続代行者を含む)に同意して  
いただく事柄を確認してください。 ※必ずお読みください。





## (7) 別紙①【建築・購入】共同申請者申告書

被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合など、共同で申請をする必要がある場合に提出する書類です。

申請書2/4枚目の「(代表)申請者氏名」で「再取得住宅を複数の者で所有しており共同で申請する場合」または、申請書3/4枚目の「被災時点の被災住宅の所有者」で「(代表)申請者氏名と異なる」にチェックをした場合に提出してください。(該当しない場合には提出不要です。)

### 記入見本⑤

#### 住まいの復興給付金制度

#### 建築・購入

#### 別紙① 共同申請者申告書

すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および<同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。

#### 被災時点の被災住宅の所有者

所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

共同申請者	氏名	フリガナ フッコウ	ススム	復興	生年月日	明治 大正 昭和	平成 令和	20年	8月	1日
		氏 復興	名 進							

#### 再取得住宅の所有者

被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も記入してください。

※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

再取得住宅の持分割合 ※不動産登記上に記載されている 分数表記の数字	氏名	生年月日
1 代表申請者 給付金の受給者	フリガナ フッコウ 氏 復興	ジュンイチ 名 順一 復興
4	いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)
2 共同申請者	フリガナ フッコウ 氏 復興	ジュンコ 名 順子 復興
4	いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)
3 共同申請者	フリガナ フッコウ 氏 復興	ススム 名 進 復興
4	いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)
4 共同申請者	フリガナ フッコウ 氏 復興	ノゾミ 名 のぞみ 復興
4	いずれかに チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)
再取得住宅の 持分割合の 合計	ウ	

申請書 4/4 枚目 ⑤ 給付申請額  
「持分割合の合計」に転記

- 必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
- この記入用紙に書ききれない再取得住宅に居住する持分所有者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
- 代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交し、事務局へ提出してください。
- 代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

#### ※(親孝行住宅再建支援について)

- ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を、子・孫等が支援した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
- ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。(1/4枚目 2)を参照)
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)



## 記入方法⑤

- 申請書の同意事項をお読みにになり、同意の上、必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。記名・押印することにより、共同申請者は代表申請者に給付金の申請および給付金の受領を委任し、代表申請者はそれを受任することになります。(委任の解除については、速やかに「住まいの復興給付金事務局コールセンター」にご連絡ください。P70参照)
- 1枚の書式に書ききれない再取得住宅の所有者がいる場合には、この書式をコピーしてください。
- 共同申請の場合、再取得住宅に居住していない場合は申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援の場合は申請可能です。別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P38参照)を、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、この手引きの書式を使用してください。

## 23 被災時点の被災住宅の所有者本人が記名・押印してください。

- 被災住宅の所有者が複数の場合には、代表者となる本人が記名・押印してください。
- 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は、記名・押印は不要ですが、別途「【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書」(P35, および書式集参照)等、申請書1/4枚目に記載されている3点の書類を提出してください。

## 24 被災住宅の所有者の生年月日を記入してください。

## 25 再取得住宅の所有者のうち、給付金の申請および受領を代表して行う方の情報を記入してください。

- 申請書2/4枚目の「①(代表)申請者情報」に記入した「氏名」、「生年月日」と同じことを確認し、「再取得住宅への居住の有無」にチェックをしてください。氏名は、代表申請者本人が記名・押印してください。また、「再取得住宅の持分割合」の欄には、代表申請者の「再取得住宅の持分割合」(再取得住宅の不動産登記(P28)参照)を記入してください。

記入見本⑤

住まいの復興給付金制度

建築・購入

別紙① 共同申請者申告書

すべての代表申請者および共同申請者は本申請書の記載内容および同意事項>を確認・同意の上、給付申請を行います。また、自らの給付申請および給付金の受領を代表申請者に委任し、代表申請者はこれを受任します。

被災時点の被災住宅の所有者 **④** 所有者が複数の場合は1名だけ記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

共同申請者	氏名	フリガナ 氏 <b>フッコウ</b>	名 <b>ススム</b>	<b>復興</b>	生年月日	明治 大正 昭和	平成 令和	<b>20</b> 年	<b>8</b> 月	<b>1</b> 日
-------	----	-----------------------	--------------	-----------	------	----------------	----------	-------------	------------	------------

再取得住宅の所有者 **④** 被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も記入してください。 ※住民票等で確認できる氏名・生年月日を記入

再取得住宅の持分割合 ※不動産登記上に記載されている分数表記の数字	氏名	生年月日
1 代表申請者 給付金の受給者	フリガナ 氏 <b>フッコウ</b> 名 <b>ジュンイチ</b> <b>復興 順一</b>	<b>復興</b> 明治 大正 昭和 <b>50</b> 年 <b>4</b> 月 <b>10</b> 日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
2 共同申請者	フリガナ 氏 <b>フッコウ</b> 名 <b>ジュンコ</b> <b>復興 順子</b>	<b>復興</b> 明治 大正 昭和 <b>56</b> 年 <b>10</b> 月 <b>20</b> 日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
3 共同申請者	フリガナ 氏 <b>フッコウ</b> 名 <b>ススム</b> <b>復興 進</b>	<b>復興</b> 明治 大正 昭和 <b>20</b> 年 <b>8</b> 月 <b>1</b> 日
4 共同申請者	フリガナ 氏 <b>フッコウ</b> 名 <b>ノゾミ</b> <b>復興 のぞみ</b>	<b>復興</b> 明治 大正 昭和 <b>22</b> 年 <b>1</b> 月 <b>4</b> 日
4	いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅再建支援の場合*)	
再取得住宅の持分割合の合計 <b>㊦</b>	申請書 <b>4 / 4</b> 枚目 <b>㊥</b> 給付申請額「持分割合の合計」に転記	

- 必ず代表申請者および共同申請者本人が記名・押印してください。
- この記入用紙を書ききれない再取得住宅に居住する持分所有者がいる場合は、この用紙をコピーして2の欄から順に記入してください。
- 代表申請者および共同申請者が給付金の申請および受領の委任を解除する場合には、必ず「共同申請における委任解除通知書」を取り交わし、事務局へ提出してください。
- 代表申請者および共同申請者として一度申請した場合、本制度または、国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

※《親孝行住宅再建支援について》

- ・被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を、子・孫等が支援した場合、その住宅に共に居住していない場合でも給付申請できます。
- ・「親孝行住宅再建支援申出書」等が必要となります。( **① / 4** 枚目 **②** を参照)
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援をする場合は、それぞれ「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和3年4月版

26

27

記入方法⑤

26 再取得住宅の所有者が複数の場合は、共同申請する所有者の情報を記入してください。

- 再取得住宅の所有者2～4には、  
 <再取得住宅の持分割合>欄 ① に、共同申請者の「不動産登記における建物の登記事項証明書(P28参照)」の権利部(甲区)に記載されている持分割合を、共同申請する申請者毎に記入してください。

● 建物の登記事項証明書(見本)

関する事項)	
【原因】	権利者その他の事項
平成12年1月12日相続	共有者 ○○市○○区○○丁目○番○号 持分の5分の3 山田太郎 △△市△△区△△丁目△番△号 5分の2 山田一郎

● 共同申請者申告書への記入見本

B 再取得住宅の所有者		被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が同一の場合も	
再取得住宅の持分割合 <small>※不動産登記に記載されている持分割合</small>		氏名 <small>※住民票で確認できる氏名を記入</small>	
1 代表申請者 給付金の受給者	3 5	フリガナ ヤマダ タロウ 氏 山田 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅)
2	2 5	フリガナ ヤマダ イチロウ 氏 山田 一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 再取得住宅に居住している <input type="checkbox"/> 再取得住宅に居住していない(親孝行住宅)

<氏名>欄 ② には、住民票等で確認できる氏名を、本人が記名・押印をしてください。  
 <生年月日>欄 ③ には、住民票等で確認できる生年月日を記入してください。  
 <いずれかにチェック>欄 ④ には、再取得住宅に居住しているか、居住していないか、該当する方にチェックをしてください。

- ・再取得住宅に居住していない場合は、申請できません。ただし、親孝行住宅再建支援で申請される場合は申請可能です。その場合は、別途「親孝行住宅再建支援申出書」(P38、および書式集参照)を記入し、被災住宅の所有者との続柄を証明する書類と共に提出してください。
- ・複数の者が親孝行住宅再建支援を申請する場合は、複数の申請者毎に「親孝行住宅再建支援申出書」を提出してください。
- ・この記入用紙に書ききれない再取得住宅の所有者がいる場合、この書式をコピーして共同申請者2の欄から記入してください。

27 持分割合の合計を記入してください。

- 再取得住宅に居住している持分所有者の合計を記入してください。
- 被災住宅を所有していた親(父母・祖父母等)が居住するための住宅を、子(子・孫等)が親に代わって取得(親孝行住宅再建支援)した場合、その子は再取得住宅に居住してなくても、その持分を合計に含むことができます。

## (8) 別紙②【建築・購入】分離発注における工事確認書

分離発注によって住宅を建築した方が提出する書類です。

申請書3/4枚目の「契約を締結した工事施工者または販売事業者」で、「複数の工事施工者と契約を締結した」にチェックをした場合に提出してください。  
(該当しない場合には提出不要です。)

### 記入見本⑥

住まいの復興給付金制度

**建築・購入**

**別紙② 分離発注における工事確認書**

28

分離発注によって住宅を建築した場合、「構造耐力上主要な部分」(下記参照)の全ての工事について引上げ後の消費税率が適用されている必要があります。消費税率が8%と10%にまたがる場合、本制度では8%時の給付単価を用いて算出した給付金額となります。該当する工事について、工事施工者、工事内容、契約日、引渡日および消費税率を記入してください。また、それぞれ工事請負契約書を提出してください。

以下について間違いがないことを確認し、申告します。

申請者 復興 順一

住宅建築に係る最終工事の引渡日(住宅の引渡日に相当するもの) 平成 令和 26年 10月 10日

工事の内容 ※それぞれの契約書で確認できる情報を記入。							
1	事業者名 <b>株式会社 住宅不動産</b> 工事内容 <b>基礎工事、外装工事</b>	担当者名 <b>新築 建一</b> 担当者連絡先 <b>022-123-XXXX</b>	契約日 <b>平成 令和 26年 4月 15日</b>	引渡日 <b>平成 令和 26年 7月 15日</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	29
2	事業者名 <b>〇〇工務店</b> 工事内容 <b>土台、小屋組</b>	担当者名 <b>土台 太郎</b> 担当者連絡先 <b>022-223-XXXX</b>	契約日 <b>平成 令和 26年 5月 15日</b>	引渡日 <b>平成 令和 26年 8月 15日</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	30
3	事業者名 <b>△△株式会社</b> 工事内容 <b>屋根</b>	担当者名 <b>屋根 次郎</b> 担当者連絡先 <b>022-344-XXXX</b>	契約日 <b>平成 令和 26年 6月 15日</b>	引渡日 <b>平成 令和 26年 9月 15日</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	31
4	事業者名 <b>××工事株式会社</b> 工事内容 <b>壁面工事</b>	担当者名 <b>壁面 三郎</b> 担当者連絡先 <b>022-566-XXXX</b>	契約日 <b>平成 令和 26年 7月 15日</b>	引渡日 <b>平成 令和 26年 10月 15日</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	32
5	事業者名 工事内容	担当者名 担当者連絡先	契約日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	引渡日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	33
6	事業者名 工事内容	担当者名 担当者連絡先	契約日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	引渡日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	34
7	事業者名 工事内容	担当者名 担当者連絡先	契約日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	引渡日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	35
8	事業者名 工事内容	担当者名 担当者連絡先	契約日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	引渡日 <b>平成 令和 年 月 日</b>	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 10%	35

※この記入用紙に書ききれない工事施工者がいる場合は、この用紙をコピーして工事施工者1の欄から順に記入してください。

事務局使用欄(申請者は記入不要) 32

**構造耐力上主要な部分とは**

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとします。(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条)

令和3年4月版

- 62 -

## 記入方法⑥

- 28 申請者の氏名を本人が記名してください。  
■ 共同申請の場合は、代表申請者本人が記名してください。
- 
- 29 すべての工事が完了し、住宅の引渡しを受けた日付を記入してください。
- 
- 30 契約書に記載されている工事を行った施工者名(会社名)を記入してください。
- 
- 31 工事内容を記入してください。
- 
- 32 工事施工者の担当者名・連絡先を記入してください。  
■ 担当者名が不明の場合は記入不要です。
- 
- 33 契約書に記載されている契約日を記入してください。  
■ 工事施工者と取り交わした「工事請負契約書」に記載されている契約日を記入してください。
- 
- 34 工事施工者から引渡しを受けた日を記入してください。  
■ それぞれの工事が完了したことを再取得住宅の所有者と工事施工者がお互いに確認した日を記入してください。
- 
- 35 適用される消費税率どちらかにチェックをしてください。

- 
- 以下、工事施工者2～8までは、各工事施工者毎に上記 30 ～ 35 と同様に、各工事毎の契約書で確認できる情報を記入してください。
  - 1枚の書式に書ききれない工事施工者がある場合には、書式をコピーして「工事施工者1」の欄から順に記入してください。

# 申請書類の提出から 給付金の受領まで



## 4

申請書類を提出して、審査を受け  
給付金を受領します。

記入を終え、申請書や添付書類が揃っていることが  
確認できたら、申請書類を提出します。  
提出から給付金受領までの流れをご確認ください。





# 16 申請書類の提出から給付金の受領まで

- 申請に必要な書類がすべて揃ってから提出してください。申請書類を提出すると、住まいの復興給付金事務局ではその申請内容について審査を行い、申請が承認された方に給付金の振込みに関するお知らせを発送します。（不備がない場合で申請から給付金の振込みまで通常1.5~2ヶ月程度要する見込みです。）

## (1) 申請書類の確認

### ① 申請書類は、すべて揃っていますか？

- 申請書1/4枚目「申請書類チェックシート」で、提出が必要な申請書類を確認してください。
- 申請書類に不備・不足があった場合は、住まいの復興給付金事務局から電話連絡や住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内を送付します。

書類の形式を間違えないでください。  
※指定された形式と異なる場合は、再提出が必要となります。

- ・ 原本：書類そのもの
- ・ コピー：書類をコピー機等で複写したもの

申請されるすべての方に  
提出いただく書類です。

記載されている事項に  
該当する方だけに  
提出いただく書類です。

**ご注意ください。**

「郵送」で申請受付を行うため、書類不備等による審査の滞りが給付金の受領までの時間に影響を与えることとなります。給付金の受領をスムーズに行うためにも、提出前の確認をお願いします。

### ② 申請書は正しく記入できていますか？

- 申請書に記入した内容に間違いがないか、記入漏れがないかを確認してください。提出された申請書類の記入漏れや訂正が必要な場合は、住まいの復興給付金事務局よりお知らせします。（電話連絡または郵送による「住まいの復興給付金」申請書類返送と再申請のご案内：P70参照）
- 申請書類に不備・不足があった場合は、給付金の受領まで時間を要します。

## ③提出前に必ず控え(コピー)を取り、申請者が保管してください。

- 提出した申請書類について、給付金の受領までの間に、住まいの復興給付金事務局から電話等により、確認する場合があります。  
申請書類は、提出前に必ず控え(コピー等)を取り、給付金の受領まで保管してください。  
※住まいの復興給付金事務局では、提出された申請書類の返却を行いません。

## ④申請書類一覧/すべての方に提出いただく書類

申請書

■チェックシート (1/4枚目)

■申請書 (2/4枚目)

■申請書 (3/4枚目)

■申請書 (4/4枚目)

添付書類

**A** 給付金の口座情報  
が確認できる通帳等  
の記載面のコピー

P24参照

**B** 住宅が被災したことを示す  
り災証明書等

P25参照

**C** 被災住宅が残存している  
場合、被災住宅の不動産  
登記における建物の登記  
事項証明書・謄本

P26参照

**C'** 被災住宅が取壊し等で滅失  
している場合、被災住宅の  
不動産登記における建物の  
閉鎖事項証明書・謄本

P27参照

どちらか該当  
する方を提出

**D** 再取得住宅の不動産  
登記における建物の  
登記事項証明書

P28, 29参照

**E** 再取得住宅に  
居住していることを示す  
住民票の写し

P30, 31参照

**F** 住宅の再取得が建築の場合  
工事請負契約書

P32参照

**F'** 住宅の再取得が購入の  
場合、不動産売買契約書

P33参照

どちらか該当  
する方を提出

## ⑤ 申請書類一覧／該当する方のみ提出いただく書類

申請書

### 共同申請をされる場合に提出

別紙①  
【建築・購入】共同申請者申告書

P58～61参照

### 分離発注で住宅を建築した場合に提出

別紙②  
【建築・購入】分離発注における工事確認書

P62, 63参照

### 中古住宅を取得した場合に提出

G  
中古住宅販売証明書

P34参照

### 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合に提出

H  
【建築・購入】被災住宅所有者との関係確認書

P35参照

I  
I-1 住民票の除票の写し（個票）等

P36参照

I-2 戸籍全部事項証明書または除籍全部事項証明書

P36参照

被災住宅の所有者の死亡または行方不明を証明する書類  
いずれか1点

J  
J-1 被災時点で住んでいた市区町村発行の住民票（除票も含む）の写し

P37参照

J-2 戸籍の附票の写し

P37参照

被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類  
いずれか1点

### 父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を支援（親孝行住宅再建支援）した場合に提出

K  
親孝行住宅再建支援申請書

P38参照

L  
戸籍全部事項証明書等

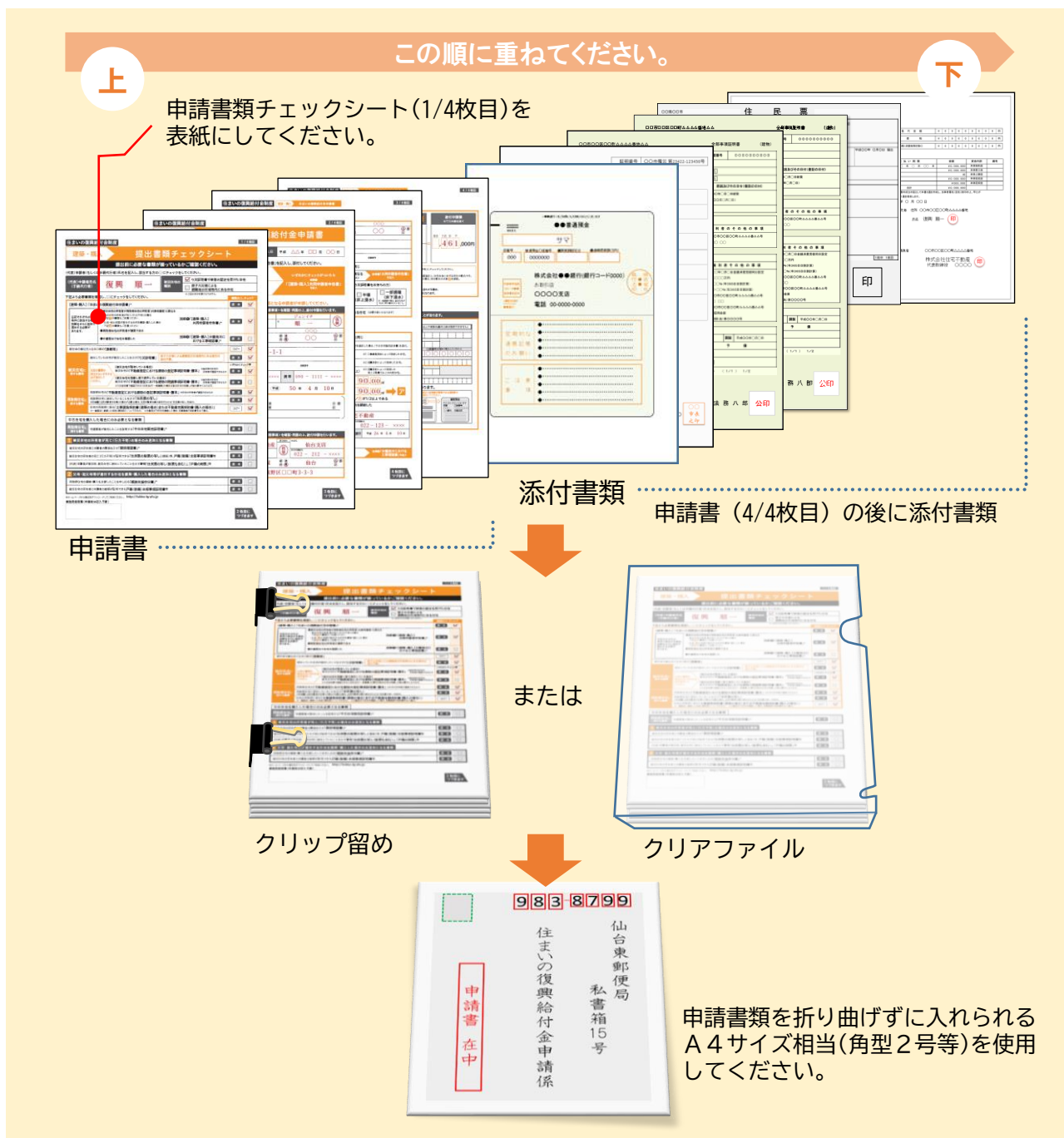
P38参照

添付書類

## (2) 申請書類の提出

### ① 申請書類の提出準備をしてください。

- 申請書1/4枚目「申請書類チェックシート」に記載されている順に、提出する申請書類をまとめてください。
- まとめた申請書類は、クリップやクリアファイル等でまとめてください。
- 手続代行者が数件分の申請書類を提出される際は、1件毎にまとめて、提出してください。





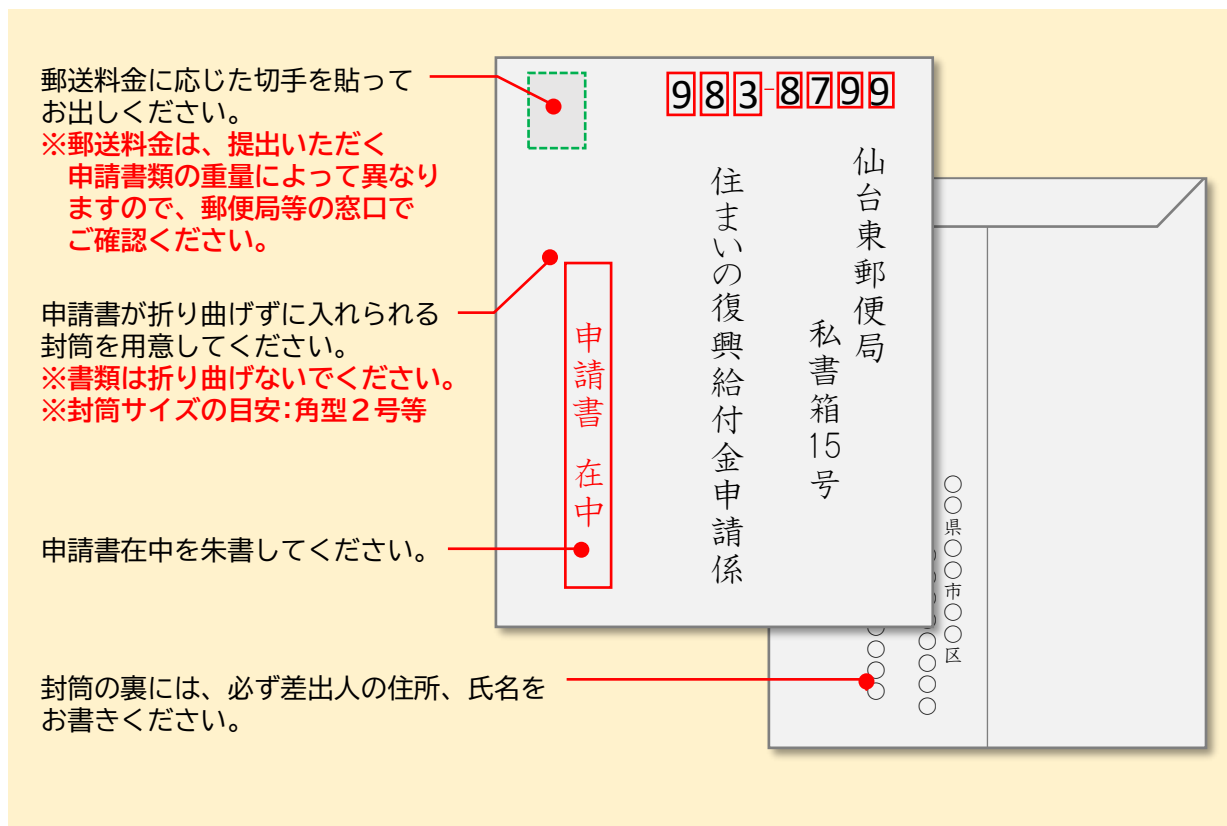
## ②申請書類を郵送してください。

- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパック等のご利用をお勧めします。
- 申請書類は下記の宛先にお送りください。

【郵送先】 〒983-8799

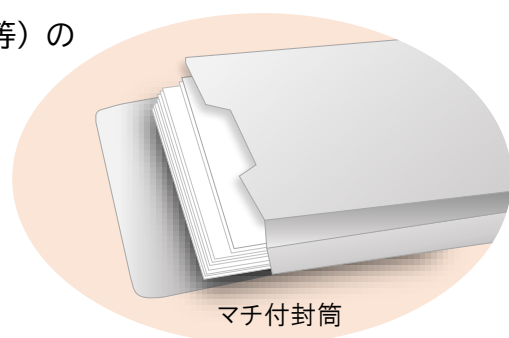
仙台東郵便局 私書箱15号

住まいの復興給付金申請係



**ご注意ください。** 上記、郵送先以外では受け付けることはできません。

厚みのある書類（数件分をまとめて申請等）の場合は、マチ付封筒が適しています。  
（封はしっかりと閉じてください。）



## (3) 申請書類を提出した後は

- 申請書の審査が行われます。審査過程で、住まいの復興給付金事務局より内容の確認や調査、訂正依頼、不備書類の再提出等をお願いすることがあります。
- 申請から給付金の振込みまで、不備がない場合、およそ1.5~2ヶ月程度要する見込みです。申請数や不備対応等で日数を要する場合があります。

### 申請書類に不備・不足等が認められた場合

#### 1 住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内（郵送）の送付

提出いただいた申請書類に不備があり審査を進められない場合、不備・不足の内容を記載した通知書類をお送りします。  
記載された不備を解消(記入漏れ、修正、不足書類の用意等)したうえで、同封の返送用封筒を使って郵送してください。

#### 2 電話による確認連絡

住まいの復興給付金事務局より申請内容について確認の連絡をすることがあります。

#### 3 住まいの復興給付金事務局による補記、修正

提出された申請書の不備が軽微な場合、返送することなく事務局で修正する場合があります。その確認のため、住まいの復興給付金事務局から電話連絡することがあります。

### ご注意ください。

- 申請書(共同申請者申告書を含む)に申請者の記名・押印がない場合や、添付書類の提出のみの場合等は、提出された書類すべてを返却します。
- 長期にわたって、不備内容を訂正いただけない場合、申請を受理できなかったものとして、申請書類を返却することがあります。
- 共同申請の委任を解除する場合について  
代表申請者が給付金を受領する前であれば、共同申請の委任を解除することができます。  
委任の解除にあたっては、事務局指定の書式「共同申請における委任解除通知書」を提出する必要があります(代表申請者や共同申請者の死亡等により、共同申請の委任が終了した場合も提出が必要になります。)  
書類の入手については、申請書の同意事項をお読みのうえ、速やかに住まいの復興給付金事務局コールセンターにご連絡ください。





# MEMO

A memo sheet with 20 horizontal dotted lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. The page has a rounded top and bottom and is enclosed in a thin blue border.

# 事務局指定の書式で作成する



# 書式集

事務局指定の書式と記入見本です。

申請の際に添付が必要な場合は、こちらの書式をご利用ください。  
住まいの復興給付金事務局のホームページから、同じ書式をダウンロードすることもできます。



中古住宅を購入された方が提出する書類です。

下記の記入見本を参考に、販売事業者に作成してもらってください。

作成にあたっては、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、書式から切り取りご使用ください。

住まいの復興給付金制度	<b>記入見本</b>	販売事業者記入書式 ※申請者は記入できません。
<b>中古住宅販売証明書</b>		
以下について、記載された内容に間違いがないことを証明します。		
記 入 日 令和 元 年 5 月 7 日		
販売事業者名	株式会社 中古ハウジング	中古 ハウジング
代表者名	山田 古太郎	
所在地	岩手県甲市乙町3-3-3	
電話番号	0196 - 66 - 6666	
販売事業者の宅地建物取引業免許番号		
<input checked="" type="checkbox"/>	国土交通大臣	( 13 ) 第 888888 号
<input type="checkbox"/>	( ) 知事	
買主	岩手 新太郎 様	
販売した住宅の所在地	〒 020 - 0000 岩手 都 道 府 県 丙 市 郡 区 丁 町 5-5-5	
引渡日	平成 令和 31 年 4 月 19 日 引渡し	
適用した消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 8% <input type="checkbox"/> 10%	
事務局使用欄(申請者は記入不要)		
令和3年4月版		

### [中古住宅を販売した事業者の方へ]

下記を参考に書類の作成をお願いします。作成した書類は、申請者にお渡しください。  
※国および地方公共団体（住宅供給公社を含む）が売主となる場合は記入は不要です。

- a 中古住宅を販売した宅建業者の情報（販売事業者名、代表者名、所在地、電話番号）を記入し、社印(事業者の会社印)を押印してください。
- b お持ちの宅地建物取引業免許の内容について記入してください。
- c 中古住宅の購入者情報（氏名、販売した住宅の所在地）を記入してください。
- d 物件を購入者に引き渡した日付を記入してください。
- e 販売した中古住宅に関して適用される消費税率にチェックをしてください。

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の再取得等を行った場合に、提出いただく書類です。下記の記入見本を参考に作成してください。

作成にあたっては、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、書式から切り取りご使用ください。

住まいの復興給付金制度

建築・購入

被災住宅所有者との関係確認書

記入見本

記入日 令和 元年 5 月 7 日 a

(代表)申請者の情報

住所 〒 900 - 000X  
宮城県〇〇市△△町1-1-1

氏名 復興 順一 復興

b

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の再取得等を行ったので、給付申請します。ついては、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。

<被災住宅の所有者の情報>

① 氏名	フリガナ <span style="color: red;">フッコウ</span> <span style="color: red;">ススム</span>	
	氏 <span style="color: red;">復興</span> 名 <span style="color: red;">進</span>	
② 被災時の被災住宅の住所	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町5-5-5	
③ 生年月日	明治(大正) <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭和</span> (平成) 20 年 8 月 1 日	

<被災住宅の所有者に代わる者の情報>

- 被災時に被災住宅に居住していた者であること
- ⑤に居住する者であること

④ 氏名 <small>※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入</small>	フリガナ <span style="color: red;">フッコウ</span> <span style="color: red;">ジュンイチ</span>	
	氏 <span style="color: red;">復興</span> 名 <span style="color: red;">順一</span>	
⑤ 再取得住宅の住所 <small>※(代表)申請者住所と同じ場合も記入</small>	〒 900 - 000X 宮城県〇〇市△△町1-1-1	
⑥ ①との続柄	長男	
⑦ 生年月日	明治(大正) <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭和</span> (平成) 50 年 4 月 10 日	

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。  
第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

令和3年4月版

- a この書類を作成した日付を記入してください。
- b (代表)申請者の郵便番号、住所、氏名を本人が、記名・押印してください。
- c 被災時点の被災住宅の所有者(死亡または行方不明の方)の氏名とフリガナ、被災住宅の住所、生年月日を記入してください。
- d 被災住宅の所有者に代わる者の氏名、フリガナを記入してください。  
※親孝行住宅再建支援の場合は、申請者の父母・祖父母等、直系尊属の氏名を記入してください。
- e d が新たに居住する再取得住宅の住所を記入してください。
- f 被災住宅の所有者と戸籍全部事項証明書等(P38参照)で確認できる続柄(c と d に記入した方の続柄)について記入してください。
- g d の生年月日を記入してください。

被災住宅の所有者である父母・祖父母等が居住するための住宅の建築・購入を支援した場合に提出いただく書類です。下記の記入見本を参考に作成してください。  
作成にあたっては、住まいの復興給付金事務局のホームページから書式をダウンロードするか、書式から切り取りご使用ください。

## 住まいの復興給付金制度

## 親孝行住宅再建支援申出書

記入見本

記入日 令和 元 年 5 月 7 日 a

## 申出者本人の情報

住所 〒 900 - 000X  
宮城県〇〇市△△町 8 - 8 - 8 b

氏名 復興 順一 

下記に記載する父母・祖父母等（被災住宅の所有者）が居住するための住宅の再建（建築・購入または補修）を支援したことを申し出ます。

## &lt;再建した住宅の居住者（被災住宅の所有者等）の情報&gt;

①	氏名	フリガナ フッコウ	氏 復興 名 のぞみ
		〒 000 - 0000 千葉県〇〇市△△町 1 - 1 - 1 c	
②	再建した住宅の住所	千葉〇〇ビューマンション B棟503	
③	生年月日	(明治) (大正) (昭和) (平成) 22 年 1 月 4 日	
④	申出者との続柄 ※直系尊属であること*	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他( ) d	
		*直系尊属とは、申出者の祖先など先の世代にあたる人たちのうち、父母、祖父母らの血筋が直接つながっていることをいいます。（配偶者の直系尊属や、養祖父母も含まれます。）	

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。

第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

※申出者は、本制度または国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

事務局使用欄（申請者は記入不要）

令和3年4月版

- a この書類を作成した日付を記入してください。
- b 申出者の郵便番号、住所、氏名を本人が記名・押印してください。  
押印は、実印以外の認印、スタンプ式ネーム印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- c 被災住宅の所有者等で再取得住宅に居住する者の情報（氏名、フリガナ、住所、生年月日）を記入してください。
- d 申出者との続柄について、該当する項目にチェックをしてください。





書式は次ページから 

## 中古住宅販売証明書

以下について、記載された内容に間違いがないことを証明します。

記入日 令和 年 月 日

販売事業者名

印

代表者名

所在地

電話番号 - -

販売事業者の宅地建物取引業免許番号

 国土交通大臣 ( ) 第 号  
 ( ) 知事

買主

様

販売した住宅の  
所在地

〒

都道府県

市郡区

引渡日

平成

令和

年

月

日

引渡し

適用した  
消費税率

8%

10%

事務局使用欄(申請者は記入不要)

こちらの書式を切り取るか、  
コピーしてご記入の上、  
提出してください。



建築・購入

被災住宅所有者との関係確認書

記入日 令和 年 月 日

(代表)申請者の情報

住 所 〒 -

氏 名 印

死亡または行方不明の被災住宅の所有者に代わり、住宅の再取得等を行ったので、給付申請します。ついては、第三者からの同様な申請等、異議があった場合、一切の責任を負い、それらに関わる手続きを行います。

<被災住宅の所有者の情報>

①	氏 名	フリガナ	
		氏	名
②	被災時の被災住宅の住所	〒 -	
③	生年月日	(明治) (大正) (昭和) (平成)	年 月 日

<被災住宅の所有者に代わる者の情報>

- 被災時に被災住宅に居住していた者であること
- ⑤に居住する者であること

④	氏 名 ※(代表)申請者氏名と同じ場合も記入	フリガナ	
		氏	名
⑤	再取得住宅の住所 ※(代表)申請者住所と同じ場合も記入	〒 -	
⑥	①との続柄		
⑦	生年月日	(明治) (大正) (昭和) (平成)	年 月 日

※個人情報、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。  
第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

こちらの書式を切り取るか、  
コピーしてご記入の上、  
提出してください。



## 親孝行住宅再建支援申出書

記入日 令和 年 月 日

申出者本人の情報

住 所 〒 -

氏 名

印

下記に記載する父母・祖父母等(被災住宅の所有者)が居住するための住宅の再建(建築・購入または補修)を支援したことを申し出ます。

### <再建した住宅の居住者(被災住宅の所有者等)の情報>

①	氏 名	フリガナ	
		氏	名
②	再建した住宅の住所	〒 -	
③	生年月日	(明治) (大正) (昭和) (平成) 年 月 日	
④	申出者との続柄 ※直系尊属であること*	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )	
		*直系尊属とは、申出者の祖先など先の世代にあたる人たちのうち、父母、祖父母らの血筋が直接つながっていることをいいます。(配偶者の直系尊属や、養祖父母も含まれます。)	

※個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ利用することとします。

第三者から異議、申し立てがあった場合、本確認書及び添付された書類を開示することがあります。

※申出者は、本制度または国土交通省の「すまい給付金」制度と重複して給付申請することはできません。

事務局使用欄(申請者は記入不要)



こちらの書式を切り取るか、  
コピーしてご記入の上、  
提出してください。



## 住まいの復興給付金事務局コールセンター

下記の専用ダイヤルからご相談ください。

フリーダイヤル:0120-250-460(無料)

[受付時間] 9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

- 一部のIP電話などフリーダイヤルが繋がらない場合: 022-745-0420(有料)
- お電話の際は、かけ間違いのないようご注意ください。
- コールセンターでは、以下のようなお問い合わせを受け付けています。
  - ・住まいの復興給付金の制度(対象者、対象住宅、給付金額等)
  - ・給付申請に係る一般(申請書の入手方法、記入の仕方、添付書類等)
  - ・給付申請方法(提出期限等)

## 住まいの復興給付金事務局ホームページ

- ホームページでは、以下のような内容を確認できます。
  - ・住まいの復興給付金の制度(対象者、対象住宅、給付金額等)
  - ・給付申請に係る一般(申請書の入手方法、記入の仕方、添付書類等)
  - ・給付申請方法(提出期限等)

また、申請に必要な申請書、申請書の記入の仕方、申請の手引き、リーフレット等、各種書類をダウンロードできます。

<https://fukko-kyufu.jp>